

公立学校における働き方改革の推進

学校における働き方改革の目的

- 教師が我が国の学校教育の蓄積と向かい合って自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること

教師の勤務の長時間化の現状と要因

- 教員勤務実態調査(平成28年度)の結果等から、長時間勤務の要因を分析〔前回平成18年度調査〕

教諭の1週間当たりの学内勤務時間
(※持ち帰りは含まない)

小学校: **57**時間**29**分〔53時間16分〕 中学校: **63**時間**20**分〔58時間06分〕

平成18年度調査に比べて学内勤務時間が増加した理由

- ①若手教師の増加、②総授業時数の増加(小学校:1.3コマ増、中学校:1コマ増)、③中学校における部活動時間の増加(平日7分、土日1時間3分)

学校における働き方改革の実現に向け、着実に施策を展開

☑ 上限ガイドライン

(月45時間、年360時間等)

⇒ ガイドラインを「指針」に格上げし、
在校等時間の縮減の実効性を強化

法改正

☑ 学校・教師の業務の適正化

- ・ 何が教師の仕事かについての社会における共有(大臣メッセージ、プロモーション動画等)
- ・ 部活動ガイドライン、学校給食費徴収・管理ガイドライン、留守番電話の設置
- ・ 校長の勤務時間管理の職務と責任の共有(『やさしい!勤務時間管理講座』動画)
- ・ 労働安全衛生管理の徹底

☑ 学校における条件整備

- ・ 教職員定数の改善
- ・ 部活動指導員、スクール・サポート・スタッフなど専門スタッフ・外部人材の活用

☑ 改革サイクルの確立

- ・ 改革の取組状況を市町村ごとに把握し公表、効果的な事例の横展開

☑ 中央教育審議会における更なる検討

- ・ 義務教育9年間を見通した教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討
(平成31年4月17日に中教審に諮問)

☑ 休日の「まとめ取り」の推進

- ・ 学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化について(令和元年6月28日付け通知)

⇒ 地方公共団体の判断により、休日の「まとめ取り」導入ができるよう、
一年単位の変形労働時間制の適用を可能に(選択的導入)

法改正 ※骨太方針2019に記載

- 勤務条件条例主義(ただし、地方公務員法第55条第1項の職員団体による交渉や同条第9項の協定の対象事項)
- 一年単位の変形労働時間制導入に伴う労働法制上の枠組み(連続労働日数は原則6日以内、労働時間の上限は1日10時間・1週間52時間、労働日数の上限は年間280日、時間外労働の上限は1箇月42時間・年間320時間等)
- すべての教師に対して画一的に導入するのではなく、個々の事情を踏まえて適用
- 「指針」や部活動ガイドラインの遵守、インターバルの導入など、勤務時間を延長しても在校等時間が増加しない仕組み
- 長期休業期間中の業務量の縮減促進

○ 学校における働き方改革の中教審答申から3年後(令和4年)を目途に勤務実態状況調査を実施

○ 中長期的な課題として、公立学校の教師に関する労働環境について、給特法等の法制的な枠組みを含め、必要に応じて検討を実施

令和元年度 教育委員会における 学校の働き方改革のための取組状況調査 【結果概要】



令和元年12月



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

0

目次

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 調査概要 | 3 |
| 2 | 調査項目 | 4 |
| 3 | 結果概要 調査項目1 教職員の勤務実態の把握 | |
| | ・勤務実態の具体の把握方法 | 5 |
| | ・勤務実態の把握状況(都道府県別) | 6 |
| | ・上限ガイドラインを参考にした方針策定 | 11 |
| | ・時間外勤務の経年比較(参考値) | 12 |
| 4 | 結果概要 調査項目2 具体の取組状況 | |
| | ・各取組の実施状況(分野別) | 15 |
| | ・取組状況による教育委員会の傾向 | 20 |
| | ・効果が大きいと考えられる取組ベスト10 | 21 |
| 5 | 結果概要 調査項目3 取組の好事例 | |
| | ・勤務時間の縮減が進んでいる学校の取組 | 39 |
| | ・事例の提供が多かった取組 | 44 |
| 6 | 結果概要 調査項目4 国への要望事項 | 49 |
| 7 | 国としての今後の取組 | 55 |

1

調査概要

1 趣旨

中央教育審議会答申※を踏まえ、平成28年度から実施している「教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査」を抜本的に見直し、各教育委員会や学校における働き方改革の進捗状況を明確にし、市区町村別の公表等や優良事例の展開を通じて、働き方改革の取組を促すことを目的とするもの。

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)
(第213号)(平成31年1月25日)

2 調査基準日

令和元年7月1日時点

3 調査対象

47都道府県教育委員会、20指定都市教育委員会、1721市区町村教育委員会・事務組合等、計1788教育委員会等に調査し、それぞれ所管している各学校に対する取組状況について回答。(例: 県教委は主に高等学校・特別支援学校等、市区町村教委は主に幼稚園・小学校・中学校等)

4 回答数

全ての教育委員会等 計1788

2

調査項目

4つの項目について、各教育委員会が所管している学校に対する取組状況について回答。

(例：都道府県は主に高等学校、特別支援学校等、市区町村は主に幼稚園、小学校、中学校等)

1 教職員の勤務実態の把握

NEW

- 勤務実態の具体の把握方法
- 時間外勤務の具体の状況

ex. 月45時間以下は〇〇人
月80時間超は〇〇人 等

※今年度は「プレ調査」として実施



- 文部科学省が定めた「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえた各教育委員会における方針の策定状況

2 各取組の実施状況

中教審答申や事務次官通知(H31.3.18付)を踏まえた5つの分野における50の具体の取組の実施状況

① 推進体制や枠組みの整備状況等

方針策定、首長部局との共通理解、人事・学校評価の位置付け、研修実施 等

② 勤務時間の適正化に向けた取組状況等

学校閉庁日、留守番電話、部活動ガイドライン実効性の担保 等



③ 専門スタッフ・外部人材の活用状況等

サポート・スタッフ、部活動指導員、地域人材の活用 等



④ 業務の効率化・平準化に向けた取組状況等

ICT活用、コピー機導入、職員間の業務の平準化 等



⑤ 業務の削減・精選に向けた取組状況等

給食費の徴収管理、調査・統計業務等の削減、研究・研修の精選 等

3 学校における取組好事例

NEW

実際に勤務時間等の縮減が見られた
具体の取組内容(1自治体5つまで)



4 国への要望事項

NEW

働き方改革の推進にあたって、自治体独自では推進が難しく、国レベルで整理すべき点や改善・変更すべき制度・仕組み等、国への要望事項

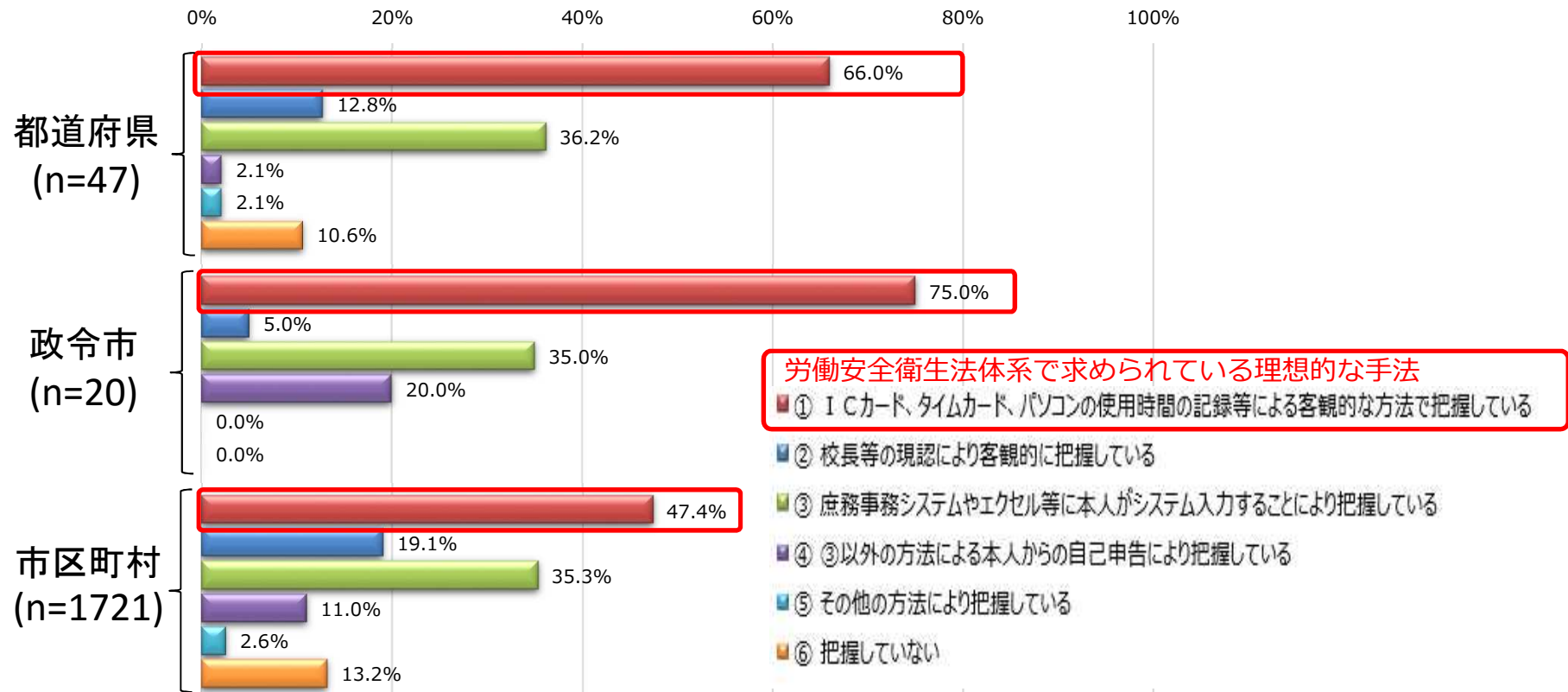
結果概要（調査項目1 教職員の勤務実態の把握）

勤務実態の具体の把握方法

3

ICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法での勤務実態の把握は、都道府県は66.0%（前年度38.3%）、政令市は75%（前年度45%）まで伸びる一方、市区町村は47.4%（前年度40.5%）に留まる。

【問1】域内の学校における「在校等時間」等※の把握方法について該当するもの（複数回答）



※「在校等時間」等：公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日：文部科学省）（以下「上限ガイドライン」）に定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会が把握している時間を想定）

結果概要（調査項目1 教職員の勤務実態の把握）

3

勤務実態の把握状況（都道府県別）①

「在校等時間」等の把握について、各都道府県のICカードやタイムカード等の記録による客観的な方法で把握をしている市区町村の割合（政令市除く）は、以下のとおり。10割近いところから1割を切っているところまでと、地域差が出ている状況。

【緑字：割合7割以上】

| | 市区町村数 | 実施市区町村数 | 割合 | | 市区町村数 | 実施市区町村数 | 割合 | | 市区町村数 | 実施市区町村数 | 割合 |
|--------|-------|---------|---------|--------|-------|---------|---------|--------|-------|---------|---------|
| 1北海道 | 178 | 44 | (24.7%) | 17石川県 | 19 | 11 | (57.9%) | 33岡山県 | 26 | 16 | (61.5%) |
| 2青森県 | 40 | 14 | (35.0%) | 18福井県 | 17 | 6 | (35.3%) | 34広島県 | 22 | 9 | (40.9%) |
| 3岩手県 | 33 | 13 | (39.4%) | 19山梨県 | 28 | 4 | (14.3%) | 35山口県 | 19 | 18 | (94.7%) |
| 4宮城県 | 34 | 10 | (29.4%) | 20長野県 | 78 | 43 | (55.1%) | 36徳島県 | 24 | 6 | (25.0%) |
| 5秋田県 | 25 | 8 | (32.0%) | 21岐阜県 | 41 | 27 | (65.9%) | 37香川県 | 17 | 15 | (88.2%) |
| 6山形県 | 35 | 7 | (20.0%) | 22静岡県 | 33 | 20 | (60.6%) | 38愛媛県 | 20 | 13 | (65.0%) |
| 7福島県 | 59 | 23 | (39.0%) | 23愛知県 | 53 | 14 | (26.4%) | 39高知県 | 34 | 18 | (52.9%) |
| 8茨城県 | 44 | 41 | (93.2%) | 24三重県 | 29 | 2 | (6.9%) | 40福岡県 | 58 | 26 | (44.8%) |
| 9栃木県 | 25 | 7 | (28.0%) | 25滋賀県 | 19 | 6 | (31.6%) | 41佐賀県 | 20 | 11 | (55.0%) |
| 10群馬県 | 35 | 34 | (97.1%) | 26京都府 | 23 | 20 | (87.0%) | 42長崎県 | 21 | 11 | (52.4%) |
| 11埼玉県 | 62 | 53 | (85.5%) | 27大阪府 | 41 | 27 | (65.9%) | 43熊本県 | 44 | 35 | (79.5%) |
| 12千葉県 | 53 | 40 | (75.5%) | 28兵庫県 | 41 | 19 | (46.3%) | 44大分県 | 18 | 10 | (55.6%) |
| 13東京都 | 62 | 27 | (43.5%) | 29奈良県 | 39 | 11 | (28.2%) | 45宮崎県 | 26 | 6 | (23.1%) |
| 14神奈川県 | 30 | 10 | (33.3%) | 30和歌山県 | 30 | 9 | (30.0%) | 46鹿児島県 | 43 | 17 | (39.5%) |
| 15新潟県 | 29 | 14 | (48.3%) | 31鳥取県 | 19 | 1 | (5.3%) | 47沖縄県 | 41 | 23 | (56.1%) |
| 16富山県 | 15 | 6 | (40.0%) | 32島根県 | 19 | 11 | (57.9%) | 合計 | 1721 | 816 | (47.4%) |

結果概要（調査項目1 教職員の勤務実態の把握）

勤務実態の把握状況（都道府県別）②

3

「在校等時間」等を「把握していない」と回答した市区町村の割合（政令市除く）は以下のとおり。把握していない市区町村（政令市を除く）が存在する都道府県は、25都道府県。

【赤字：把握していない市区町村が存在する都道府県】

| | 市区町村数 | 実施市区町村数 | 割合 | | 市区町村数 | 実施市区町村数 | 割合 | | 市区町村数 | 実施市区町村数 | 割合 |
|--------|-------|---------|---------|--------|-------|---------|---------|--------|-------|---------|---------|
| 1北海道 | 178 | 68 | (38.2%) | 17石川県 | 19 | 0 | (0.0%) | 33岡山県 | 26 | 0 | (0.0%) |
| 2青森県 | 40 | 13 | (32.5%) | 18福井県 | 17 | 0 | (0.0%) | 34広島県 | 22 | 0 | (0.0%) |
| 3岩手県 | 33 | 3 | (9.1%) | 19山梨県 | 28 | 3 | (10.7%) | 35山口県 | 19 | 0 | (0.0%) |
| 4宮城県 | 34 | 1 | (2.9%) | 20長野県 | 78 | 7 | (9.0%) | 36徳島県 | 24 | 8 | (33.3%) |
| 5秋田県 | 25 | 1 | (4.0%) | 21岐阜県 | 41 | 0 | (0.0%) | 37香川県 | 17 | 0 | (0.0%) |
| 6山形県 | 35 | 6 | (17.1%) | 22静岡県 | 33 | 4 | (12.1%) | 38愛媛県 | 20 | 0 | (0.0%) |
| 7福島県 | 59 | 7 | (11.9%) | 23愛知県 | 53 | 0 | (0.0%) | 39高知県 | 34 | 9 | (26.5%) |
| 8茨城県 | 44 | 0 | (0.0%) | 24三重県 | 29 | 0 | (0.0%) | 40福岡県 | 58 | 15 | (25.9%) |
| 9栃木県 | 25 | 8 | (32.0%) | 25滋賀県 | 19 | 0 | (0.0%) | 41佐賀県 | 20 | 0 | (0.0%) |
| 10群馬県 | 35 | 0 | (0.0%) | 26京都府 | 23 | 0 | (0.0%) | 42長崎県 | 21 | 0 | (0.0%) |
| 11埼玉県 | 62 | 0 | (0.0%) | 27大阪府 | 41 | 0 | (0.0%) | 43熊本県 | 44 | 0 | (0.0%) |
| 12千葉県 | 53 | 1 | (1.9%) | 28兵庫県 | 41 | 1 | (2.4%) | 44大分県 | 18 | 1 | (5.6%) |
| 13東京都 | 62 | 20 | (32.3%) | 29奈良県 | 39 | 15 | (38.5%) | 45宮崎県 | 26 | 0 | (0.0%) |
| 14神奈川県 | 30 | 11 | (36.7%) | 30和歌山県 | 30 | 7 | (23.3%) | 46鹿児島県 | 43 | 1 | (2.3%) |
| 15新潟県 | 29 | 0 | (0.0%) | 31鳥取県 | 19 | 0 | (0.0%) | 47沖縄県 | 41 | 12 | (29.3%) |
| 16富山県 | 15 | 1 | (6.7%) | 32島根県 | 19 | 5 | (26.3%) | 合計 | 1721 | 228 | (13.2%) |

勤務実態の客観的な把握（事例①）

働き方改革推進法施行（平成31年4月1日施行）による労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による労働時間の状況の把握が事業者（サービス監督権者である教育委員会、学校長）の義務として法令上明確化されたため、**以下のような取組がすべてのサービス監督権者において必要。**

横浜市

- 平成30年度から、市内全小中学校、特別支援学校等にICカードリーダーを設置し、出退勤時にカードをかざすことで出退勤時間を把握。

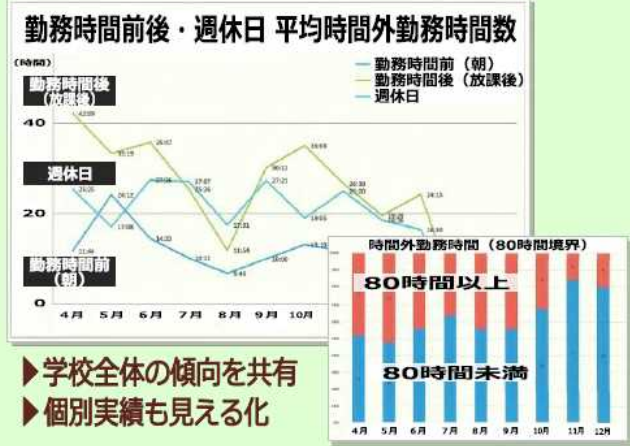


結果は、毎月発行されている「働き方改革通信」(➡)にて公表。市の目標値に対する勤務実態の現状や、同月の昨年度比較など、「見える化」を徹底し、分かり易く学校に共有している。

タッチすると、
出勤時は「おはようございます♪」
退勤時は「お疲れ様でした♪」

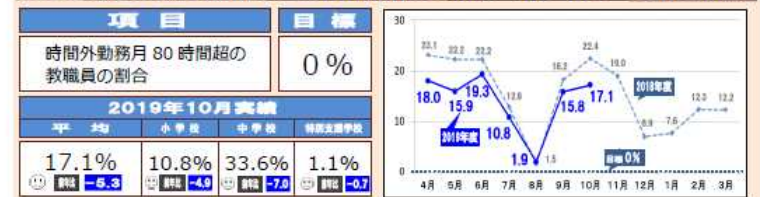
【職員室の出入口等にカードリーダーを設置】

- 各学校の管理職は、所属の教職員の個人データのダウンロード等が可能であり、教職員個人の推移等を「見える化」することで、教職員の気づきを促し、意識改革へつながらせるような工夫も行われている。



Topic ③ 毎月共有 10月 時間外勤務等の実績

(1) 「教職員の働き方改革プラン」達成目標との比較・推移（2019年11月6日時点）



※運動管理を導入した小・中・義務・特支の教員について、ICカード等による記録から機械的に算出した集計結果。（以下、同様）

(2) 時間外勤務（2019年10月）の詳細



◇ 時間外勤務の割合（校種別割合）

| 月あたり時間外勤務 | 100時間超 | | 80時間超 | | 45時間超80時間以下 | | 45時間以下 | |
|-----------|--------|------|-------|------|-------------|------|--------|------|
| | 割合 | 変動 | 割合 | 変動 | 割合 | 変動 | 割合 | 変動 |
| 小学校 | 2.3% | -1.8 | 8.5% | -3.0 | 10.8% | -1.0 | 44.2% | +4.3 |
| 中学校 | 19.2% | -6.5 | 14.4% | -0.6 | 33.6% | -7.0 | 31.7% | +2.8 |
| 特別支援学校 | 0.2% | +0.1 | 0.9% | -0.8 | 1.1% | -0.7 | 14.3% | +3.4 |
| 平均 | 7.3% | -3.1 | 9.8% | -2.1 | 17.1% | -5.3 | 38.3% | +0.9 |

全校種増加!!

出典【横浜市教育委員会】働き方改革通信「Smile」

勤務実態の客観的な把握（事例②）

🕒 埼玉県伊奈町

- 平成29年6月より、町内全校（4小3中）で勤務管理システムを導入。
- システム自体は簡易なものであり、学校のPCに専用ソフトをインストールするだけで出退勤管理が始められる。（1校あたり5,000円程度（カードリーダー代は別途12,000円程度））
※ただし集計機能なし

【毎月のプロセス】

各学校において、出勤・退勤時にカードをかざす



各学校

データを教育委員会へ提出

各学校へ分析結果をフィードバック
学校から各自へ結果をフィードバック
在校等時間が長い教職員へ働きかけ

集約・分析



教育委員会



【職員室の出入口等にカードリーダーを設置】

今後、学校で蓄積されたデータを教育委員会で効率的に集約し、学校と一体となって教職員一人一人の勤務時間管理を行えるようにしていく予定。

🕒 島根県大田市

- 平成30年9月より、市内全校（16小6中）で勤務管理システムを導入。
- システム自体は簡易なものであり、学校のPCに専用ソフトをインストールするだけで出退勤管理が始められる。（1校あたり17,000円程度）
- 集計機能も有しており、個人データは学校長は勿論、教育委員会に常にデータが蓄積されている。

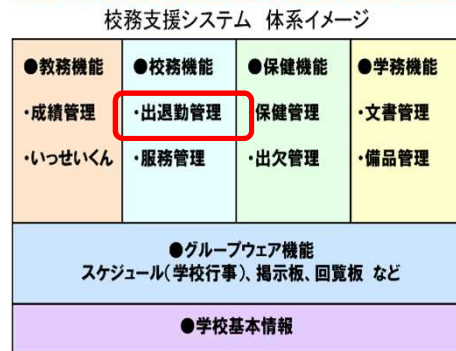
ICカードをカードリーダーにかざすと出退勤時刻が記録される



勤務実態の客観的な把握（事例③）

北九州市

○校務支援システムに、平成25年1月からサービス管理機能（出退勤管理機能）を追加し、出退勤時間を記録を開始。



○カードリーダー設置校では、ICカードをカードリーダー（図1）にかざすことで出退勤時間を登録。
カードリーダー未設置校では、各自のイントラPC（図2）より、出退勤登録を行う。



【図1 カードリーダー】 【図2 出退勤登録画面】

～こんなことができるようになりました～

学校管理職等による
所属教職員の出退勤時間確認

所属教職員一人ひとりの業務の繁忙状況の確実な把握や、体調管理等にも活用できるようになった。

教育委員会による
出退勤時間の分析

学校ごと、職ごと、個人ごと等の情報を抽出、分析等を通じて、学校の状況把握や健康管理、業務改善の効果検証等に活用できるようになった。

管理職への情報提供

市内全校の月の平均時間外勤務の情報を年3回提供。勤務時間管理の徹底を促している。教育委員会訪問の際にも、これらのデータを活用し指導・助言を行っている。

健康障害防止対策

データに基づき、改正労働安全衛生法等を踏まえ、勤務時間外における在校時間が月80時間を超えた教職員に対し産業医等による面接指導を実施。

勤務時間管理のシステム等の導入に関連する地方財政措置の状況

◆ 「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」

統合型校務支援システムの整備を含め、学校のICT環境整備に必要な経費について、単年度1805億円の地方財政措置。

◆ 各学校費のうち「その他（備品購入費等）」等

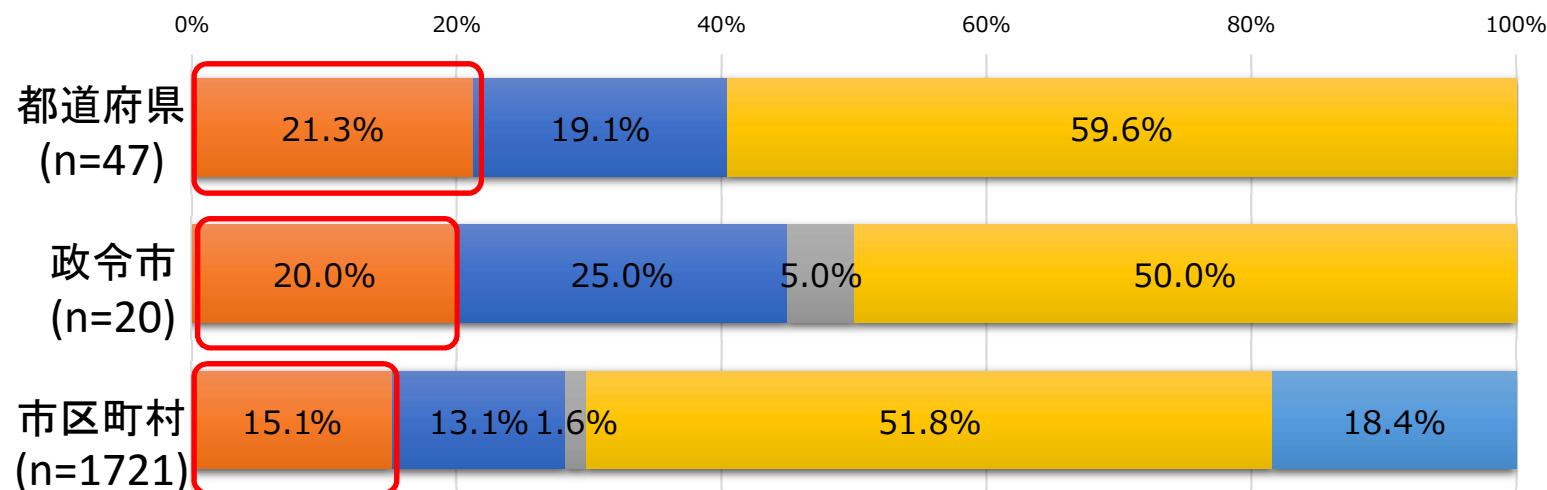
標準的な行政経費であり恒常的に必要な経費として、地方財政措置。

結果概要（調査項目1 教職員の勤務実態の把握）

3 上限ガイドラインを参考にした方針策定

文部科学省が定めた上限ガイドラインを参考にした方針の策定状況は、都道府県・政令市・市区町村のいずれも25%を切っており、市区町村の2割弱は「策定は予定していない」と回答。今後は、給特法改正による上限ガイドラインの指針への格上げ（指針の策定については令和2年4月1日施行）を踏まえた取組が求められる。

【問8】文部科学省が定めた上限ガイドラインを参考にした、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等の策定状況について該当するもの（単一回答）



- ① 文部科学省が定めた上限ガイドラインを踏まえた内容で策定済み
- ② 独自の基準で策定済みだが、文部科学省が定めた上限ガイドラインを踏まえた改訂を検討している
- ③ 上限ガイドラインとは異なる独自の方針を策定しており、改訂の予定はない
- ④ 新たに策定することを検討している
- ⑤ 策定は予定していない

結果概要（調査項目1 教職員の勤務実態の把握）

時間外勤務の経年比較①（参考値）

3

時間外勤務の状況について、令和元年4～6月は、昨年度の同月に比べて、幼稚園を除いた全校種において、45時間以下の割合が上昇。

※今年度はプレ調査として実施したため、全数調査ではなく、あくまでも詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会（= n 値）の回答のみをもとに算出したもの

※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの

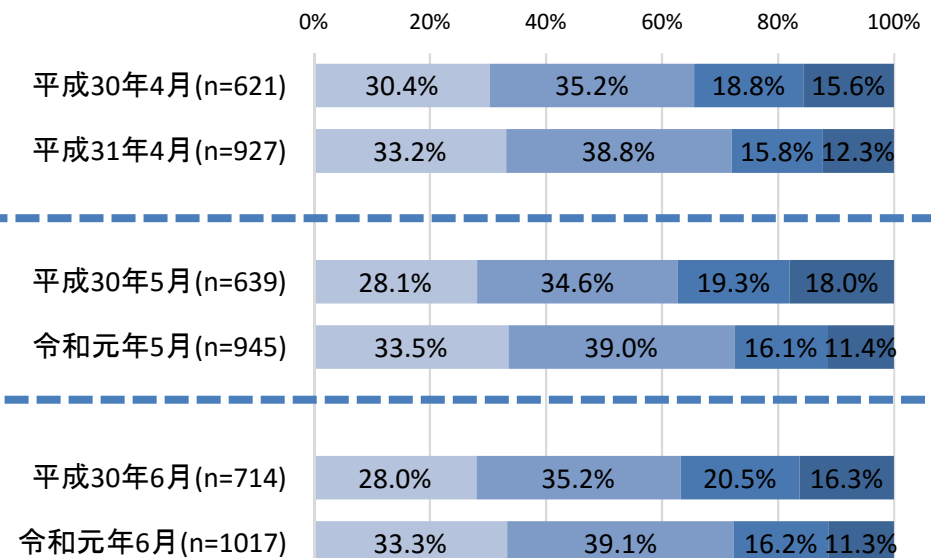
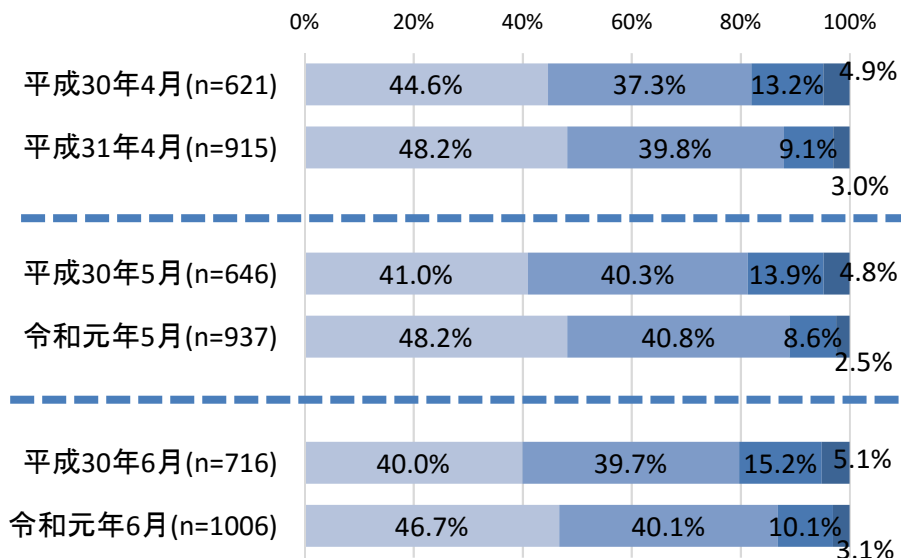
※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのもデータであるため、あくまでも参考値として整理

【問3】 域内の学校における教職員のうち、令和元年度及び平成30年度の4～6月の各月について、「在校等時間」等※の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間

※「在校等時間」等：上限ガイドラインに定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会で把握している時間）

小学校（義務教育学校前期課程を含む）

中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程を含む）



■ ① 45時間以下 ■ ② 45時間超～80時間以下 ■ ③ 80時間超～100時間以下 ■ ④ 100時間超

結果概要（調査項目1 教職員の勤務実態の把握）

時間外勤務の経年比較②（参考値）

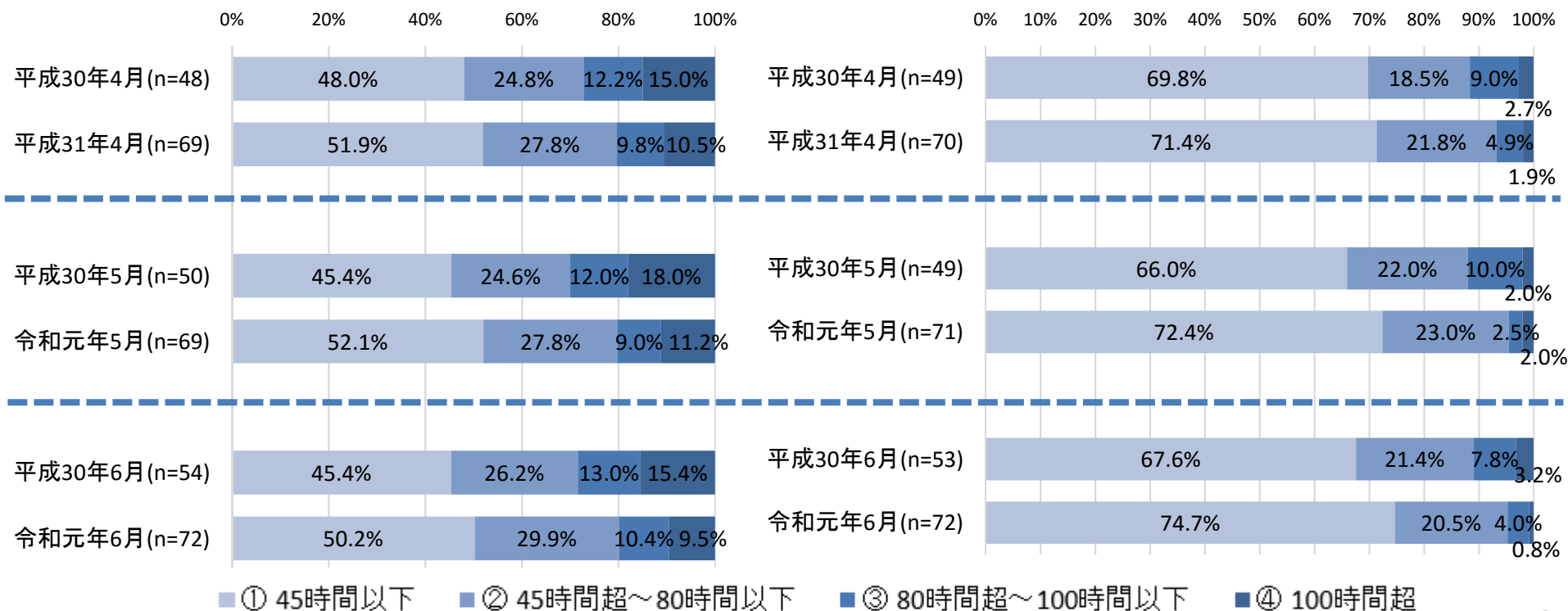
3

※今年度はプレ調査として実施したため、全数調査ではなく、あくまでも詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会（= n 値）の回答のみをもとに算出したもの
 ※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの
 ※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのものであり、あくまでも参考値として整理

【問3】 域内の学校における教職員のうち、令和元年度及び平成30年度の4～6月の各月について、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間

高等学校（中等教育学校後期課程を含む）

特別支援学校



結果概要（調査項目1 教職員の勤務実態の把握）

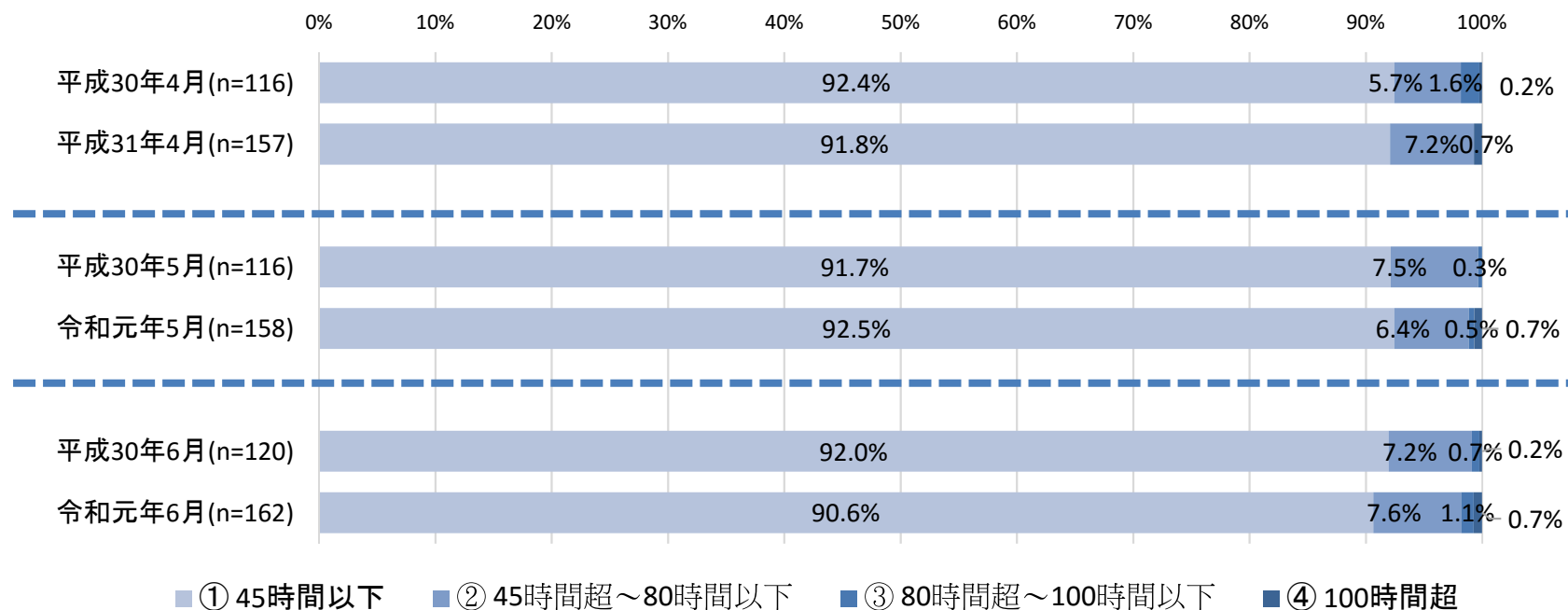
3

時間外勤務の経年比較③（参考値）

※今年度はプレ調査として実施したため、全数調査ではなく、あくまでも詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会（= n 値）の回答のみをもとに算出したもの
 ※回答した教育委員会における各時間帯の人数割合をそれぞれ算出し、それを足し上げた上で、回答教育委員会数で割ったもの
 ※集計方法や対象とする時間・職員等は各教育委員会によって異なり、調査年度に詳細な勤務実態を把握できていた教育委員会のみのものであり、あくまでも参考値として整理

【問3】 域内の学校における教職員のうち、令和元年度及び平成30年度の4～6月の各月について、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間

幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む）



結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

各取組の実施状況（分野別）①

50の各取組のうち、各分野の実施率※の状況は以下のとおり。

※5つの分野50の取組について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のうち一つを選択しており、そのうち、【a:既に実施した又は実施中】を選んだ自治体の割合を「実施率」とする

【分野1】 推進するための枠組みや体制がどれだけ整備できているか

＜推進体制や枠組みの整備状況等：計12問＞

赤字：実施率2割未満
緑字：実施率8割以上

| 取組内容 | 都道府県 (n=47) | 政令市 (n=20) | 市区町村 (n=1721) | 総計 (n=1788) |
|--|----------------|---------------|------------------|----------------|
| 所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定する(分野1-①) | 85.1% | 80.0% | 37.0% | 38.8% |
| 学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築する(分野1-②) | 72.3% | 65.0% | 21.5% | 23.3% |
| 働き方改革の取組について、毎年度実施する教育委員会の自己点検・評価の中で取り上げる(分野1-③) | 85.1% | 90.0% | 28.8% | 30.9% |
| 働き方改革の推進や業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深める(分野1-④) | 78.7% | 90.0% | 57.6% | 58.5% |
| 教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰し、学校に対して新たな業務を付加する場合にスクラップ・アンド・ビルドを原則とし調整を図る組織や体制を整備する(分野1-⑤) | 68.1% | 50.0% | 24.3% | 25.8% |
| 保護者や地域・社会に対して、働き方改革への理解や協力を求める取組を実施する(分野1-⑥) | 74.5% | 70.0% | 59.9% | 60.4% |
| 管理職に対して、働き方改革に関する研修を実施する(分野1-⑦) | 93.6% | 95.0% | 49.3% | 51.0% |
| 管理職以外の教員等に対して、働き方改革に関する研修を実施する(分野1-⑧) | 63.8% | 70.0% | 20.7% | 22.4% |
| 教職員の人事評価において、一つ一つの業務について在校等時間という観点からより効果的・効率的に進めることに配慮する等、働き方に関する視点を取り入れる(分野1-⑨) | 68.1% | 70.0% | 38.1% | 39.3% |
| 学校の重点目標や経営方針に、教職員の働き方に関する視点を取り入れるよう各学校に促す(分野1-⑩) | 85.1% | 75.0% | 52.5% | 53.6% |
| 業務改善や教師等の働き方に関する項目を学校評価に位置づけるよう各学校に促す(分野1-⑪) | 59.6% | 60.0% | 35.7% | 36.6% |
| 教師の働き方に配慮した教育課程の編成・実施について、児童生徒等の実態や各学校の指導体制を踏まえた適切な年間授業計画の編成等を各学校に促す(分野1-⑫) | 70.2% | 90.0% | 58.8% | 59.5% |

結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

各取組の実施状況（分野別）②

【分野2】勤務時間や休日の確保を意識した取組がどれだけ進んでいるか <勤務時間の適正化に向けた取組状況等：計6問>

赤字：実施率2割未満

緑字：実施率8割以上

| 取組内容 | 都道府県 (n=47) | 政令市 (n=20) | 市区町村 (n=1721) | 総計 (n=1788) |
|---|----------------|---------------|------------------|----------------|
| 児童生徒等の登下校の時間設定について、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう各学校に促す(分野2-①) | 40.4% | 15.0% | 37.2% | 37.0% |
| 部活動ガイドラインの実効性を担保するための取組み（各学校における部活動に係る活動方針の策定及びホームページでの公表、活動計画や活動実績を校長が確認）を行う等、教職員の勤務時間を考慮した部活動となるよう各学校に促す(分野2-②) | 97.9% | 95.0% | 84.0% | 84.5% |
| 通常の勤務時間以外の時間帯にやむを得ず「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振り変更を適正に行うなどの措置を講じる(分野2-③) | 78.7% | 90.0% | 67.9% | 68.4% |
| 条例に基づく週休日の振替の期間を長期休業期間にかかるように措置する(分野2-④) | 85.1% | 75.0% | 44.0% | 45.4% |
| 学校閉庁日の設定をする(分野2-⑤) | 89.4% | 95.0% | 95.9% | 95.7% |
| 勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備する(分野2-⑥) | 44.7% | 55.0% | 24.9% | 25.7% |

結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

各取組の実施状況（分野別）③

【分野3】教師等が担っていた業務に外部人材を活用できているか <専門スタッフ・外部人材の活用状況等：計14問>

赤字：実施率2割未満
 緑字：実施率8割以上

| 取組内容 | 都道府県 (n=47) | 政令市 (n=20) | 市区町村 (n=1721) | 総計 (n=1788) |
|--|----------------|---------------|------------------|----------------|
| 登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応する(分野3-①) | 23.4% | 70.0% | 57.8% | 57.0% |
| 放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に対応する(分野3-②) | 14.9% | 30.0% | 18.3% | 18.3% |
| 地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員（社会教育法第9条の7）等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施する(分野3-③) | 25.5% | 60.0% | 31.4% | 31.5% |
| 児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得る(分野3-④) | 6.4% | 20.0% | 5.1% | 5.3% |
| 校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をする(分野3-⑤) | 29.8% | 25.0% | 10.0% | 10.7% |
| 部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図る(分野3-⑥) | 97.9% | 100.0% | 65.2% | 66.4% |
| 給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得る(分野3-⑦) | 29.8% | 30.0% | 18.2% | 18.7% |
| 授業準備について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の参画を図る(分野3-⑧) | 55.3% | 95.0% | 44.7% | 45.6% |
| 学習評価や成績処理の補助的業務について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の参画を図る(分野3-⑨) | 29.8% | 50.0% | 25.0% | 25.4% |
| 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促す(分野3-⑩) | 59.6% | 70.0% | 44.3% | 45.0% |
| 進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や外部人材等の参画・協力を進める(分野3-⑪) | 80.9% | 50.0% | 14.9% | 17.1% |
| 支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図る(分野3-⑫) | 97.9% | 100.0% | 95.1% | 95.2% |
| 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する教育委員会における支援体制の構築について、法的観点から指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置する(分野3-⑬) | 51.1% | 80.0% | 14.3% | 16.0% |
| 各学校に人材を配置するための人材バンクの整備や人材募集を教育委員会において一元的に行う(分野3-⑭) | 61.7% | 55.0% | 27.3% | 28.5% |

結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

各取組の実施状況（分野別）④

【分野4】業務の効率化や負担の平準化に向けた取組が進んでいるか
 <業務の効率化・平準化に向けた取組状況等：計10問> 赤字：実施率2割未満
緑字：実施率8割以上

| 取組内容 | 都道府県 (n=47) | 政令市 (n=20) | 市区町村 (n=1721) | 総計 (n=1788) |
|--|----------------|---------------|------------------|----------------|
| 授業準備について、ICTを活用して教材や指導案の共有化を図る(分野4-①) | 91.5% | 85.0% | 65.3% | 66.2% |
| 学習評価や成績処理について、ICTを活用（校務支援システム等の活用等）して、事務作業の負担軽減を図る(分野4-②) | 83.0% | 95.0% | 58.2% | 59.2% |
| 業務等の効率化のため、コピー機（カラー印刷・両面印刷可、ステープル機能付、ソート機能等）を各学校に整備する(分野4-③) | 83.0% | 80.0% | 81.1% | 81.2% |
| 学校行事等の準備・運営について、従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについて、積極的に当該教科等の授業時数に含めるよう各学校に促す(分野4-④) | 53.2% | 70.0% | 49.6% | 49.9% |
| 一部の教師に業務が集中しないようにするため、校務分掌の在り方を見直す等、業務の偏りを平準化するよう各学校に促す(分野4-⑤) | 93.6% | 80.0% | 73.2% | 73.8% |
| 学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう各学校に促す(分野4-⑥) | 23.4% | 45.0% | 23.2% | 23.5% |
| 進路指導のうち、進学や就職の際に作成する書類について、校務支援システム等のICTの活用や都道府県や市町村における様式の簡素化・統一化等を進める(分野4-⑦) | 80.9% | 80.0% | 40.4% | 41.9% |
| 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する教育委員会における支援体制の構築について、対応マニュアル・手引き等の作成・周知をする(分野4-⑧) | 59.6% | 65.0% | 13.9% | 15.7% |
| 学校事務の共同実施をする(分野4-⑨) | 31.9% | 75.0% | 66.6% | 65.8% |
| 地教行法第47条の5に基づく共同学校事務室の設置をする(分野4-⑩) | 8.5% | 20.0% | 28.9% | 28.3% |

結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

各取組の実施状況（分野別）⑤

【分野5】学校業務の削減や精選を進めているか <業務の削減・精選に向けた取組状況等：計8問>

赤字：実施率2割未満
 緑字：実施率8割以上

| 取組内容 | 都道府県 (n=47) | 政令市 (n=20) | 市区町村 (n=1721) | 総計 (n=1788) |
|--|----------------|---------------|------------------|----------------|
| 給食費の徴収・管理は、地方公共団体や教育委員会に対応する(分野5-①) | 8.5% | 20.0% | 37.8% | 36.9% |
| 給食費以外の学校徴収金の徴収・管理は、教職員が関与しない方法で徴収・管理又は地方公共団体や教育委員会での徴収・管理等を行う(分野5-②) | 23.4% | 10.0% | 6.5% | 7.0% |
| 教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減する(分野5-③) | 89.4% | 95.0% | 61.2% | 62.3% |
| 各学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を推進する(分野5-④) | 53.2% | 75.0% | 44.6% | 45.1% |
| 学校行事等について、児童・生徒等にとって本当に必要かどうか、本来は学校や地域社会が担うべきものではないか等の視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催などを進めるよう各学校に促す(分野5-⑤) | 85.1% | 80.0% | 61.4% | 62.2% |
| 研修の精選、報告書等の簡素化、研修時期の適正化等を図る(分野5-⑥) | 91.5% | 100.0% | 72.1% | 72.9% |
| 長期休業期間中の業務としての研修等の精選を行う(分野5-⑦) | 80.9% | 95.0% | 68.9% | 69.5% |
| 学校における研究事業について、必要性についての精査・精選、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方の見直しを進める(分野5-⑧) | 78.7% | 80.0% | 51.1% | 52.2% |

結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

取組状況による教育委員会の傾向

50の取組について、

実施済みの取組が**40以上**の教育委員会は、**人口規模が大きい自治体が多く**、
実施済みの取組が**5以下**の教育委員会は、**人口規模が小さい自治体が多い**
傾向にある

実施済みの取組が **40以上**

(24教育委員会)

- 約8割は、政令市・中核市含む「市」教委
 - ・働き方改革を推進する**人員体制が整っている**こと
 - ・明確な目標設定や計画策定のもと、**組織的な取組が推進**されていること等の理由から取組が進んでいる傾向がある。
- 一方で、2割は「町村」教委も含まれる
 - ・**教育長や教委担当者のリーダーシップが大きい**こと
 - ・総合教育会議等で議論するなど**首長部局からも理解を得る努力**をし、結果として**財政当局の理解**が進んでいること
 - ・所管学校数が少なく即座に動けること等の理由から取組が進んでいる傾向がある。

【文部科学省ヒアリングより】

実施済みの取組が **5以下**

(33教育委員会)

- 約9割は「町村」教委
 - ・働き方改革を推進する**体制が整っていない**こと
 - ・規模がかなり小さい学校が多く、そもそも**長時間勤務の傾向が見られない**こと等の理由から取組が進まない（取組の必要性が低い）傾向がある。
- 一方で、1割は「市」教委も含まれる
 - ・長時間勤務の傾向は見られるが、働き方改革を推進する**人員体制の余裕がない**こと
 - ・学校任せ、都道府県任せの意識が強いこと
 - ・財政的な制約が施策推進のネックになっていること等の理由から取組が進まない傾向がある。

【文部科学省ヒアリングより】

結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

効果が大いと考えられる取組ベスト10

50の各取組のうち、全国の各教育委員会が「在校等時間等の縮減効果が大い
と考える取組」と選んだ※**上位10の取組**は以下のとおり。
在校等時間に直接的な影響が大い「部活動ガイドラインの実効性の担保」、
「学校閉庁日・留守番電話の設定」、「外部人材の活用」等がランクイン。

※各教育委員会が5つずつ選択。得票数の多い順にランキング。

1. 部活動ガイドラインの実効性の担保
2. 学校閉庁日の設定
3. ICTを活用（校務支援システム等の活用等）した事務作業の負担軽減
4. 留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制整備
5. 部活動への外部人材の参画
6. スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画
7. 保護者や地域・社会に対する働き方改革への理解や協力を求める取組
8. 行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等
9. 学校に向けた調査・統計業務の削減
10. サポート・スタッフをはじめとした授業準備等への外部人材の参画

結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

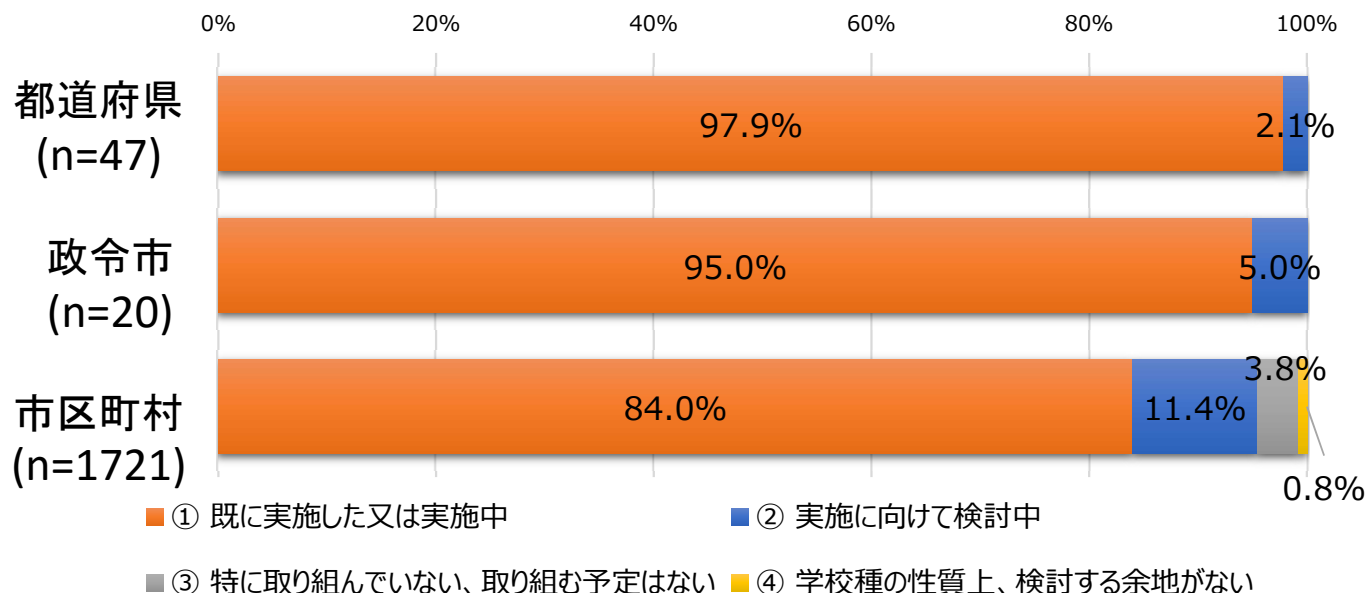
1. 部活動ガイドラインの実効性の担保

部活動ガイドラインの実効性を担保するための取組は、都道府県、政令市、市区町村いずれにおいても高い割合で取組が進んでいる。

【問】 部活動ガイドライン※1の実効性を担保するための取組み（各学校における部活動に係る活動方針※2の策定及びホームページでの公表、活動計画や活動実績を校長が確認）を行う等、教職員の勤務時間を考慮した部活動となるよう各学校に促しているかどうか。

※1 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）、文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）

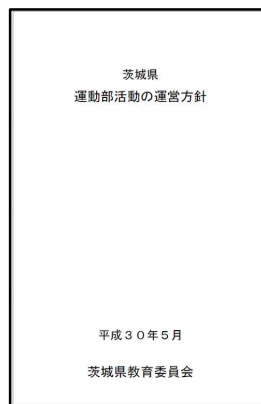
※2 各ガイドラインにおける、設置者が定めた「設置する学校に係る運動部（文化部）活動の方針」に則り、毎年度、学校長が定める「学校の部活動に係る活動方針」を策定する



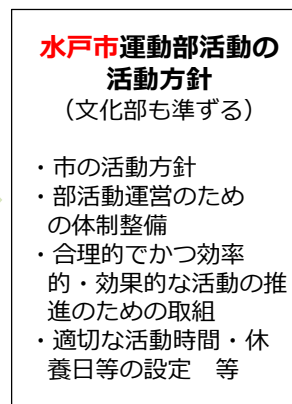
1. 部活動ガイドラインの実効性の担保（事例）

活動方針の校内の徹底

- 平成30年度に策定された「水戸市運動部活動の活動方針」を自校化し、朝練習のとりやめ、休養日の設定、一日の活動時間の上限設定、大会参加数の上限を設定。
- 各部が活動方針を遵守することで、各種トラブルや保護者・地域からのクレーム対応も減少し、教材研究や校務に専念できる環境になった。
(茨城県水戸市立中学校)



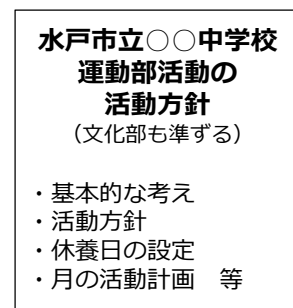
【茨城県の方針】



【水戸市の方針】



【各学校】



【各学校の方針】

| 部活動 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| サッカー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| バスケットボール | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| バレーボール | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 卓球 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 剣道 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 柔道 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 射撃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| フットサル | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| テニス | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ソフトテニス | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 卓球 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 水泳 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| スキー | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

【各部活動の月間活動計画】

各学校において策定、ホームページ等に掲載

学校の年間行事計画に休養日を位置づけ

部活動の休養日を年間行事計画に位置付け、学校独自の取組として、学校統一的に休養日を確保。
(群馬県高崎市立中学校)

校内の「共通理解事項」を策定

「運動部活動についての共通理解事項」を策定し、教員間の共通理解を図り、意欲的に運営見直しに取り組んだ。時間外勤務も縮減。
(徳島県北島町立中学校)

部活動規定の策定

学校の部活動規定（週2回の休養日、参加大会数の制限等）を作成し、校内共通理解のもと、実践を進めている。部活動における指導者の時間・指導への意識が高まった。
(鹿児島県曾於市立中学校)

放課後部活動オフ期間

年間を通じた長時間活動等を背景に、「放課後部活動オフ期間」を令和2年1月に試行予定。オフ期間中は、生徒に興味のある分野に取り組んでもらうほか、体育協会が主体の「全市型競技別スポーツスクール」を設置。
(長野県飯田市)

外部インストラクターによる合同トレーニング

冬期間のトレーニングを複数部活動合同で実施することにより、顧問の負担を軽減。トレーニング指導は、地域スポーツクラブのインストラクターが実施し、少数の顧問が監督として参加。他の顧問は職員室で執務に従事。
(石川県津幡町立中学校、七尾市立中学校、石川県立高校)

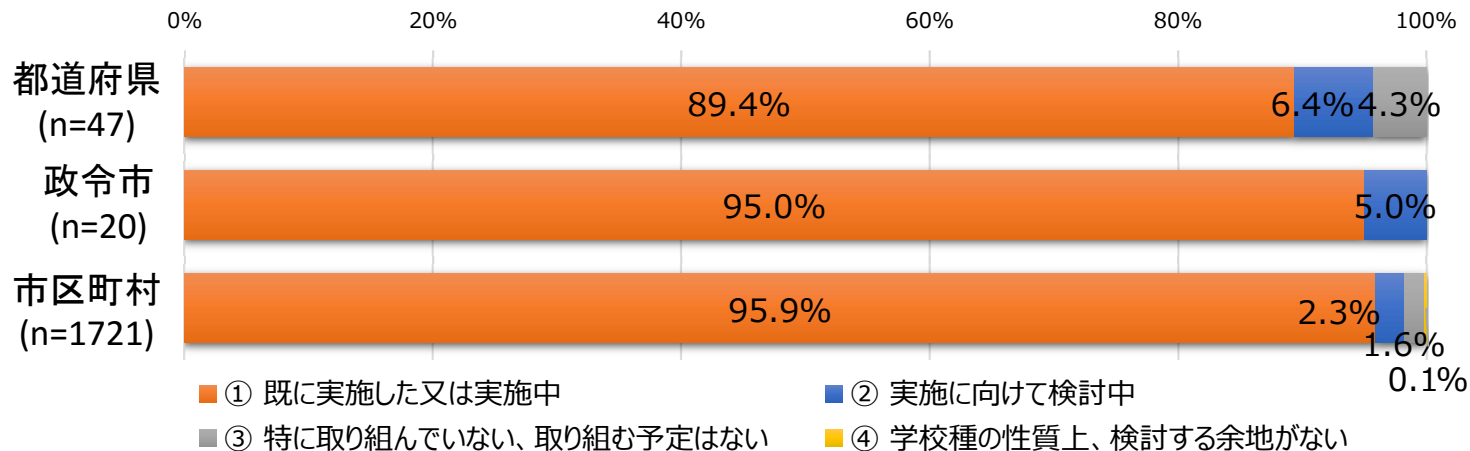
結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

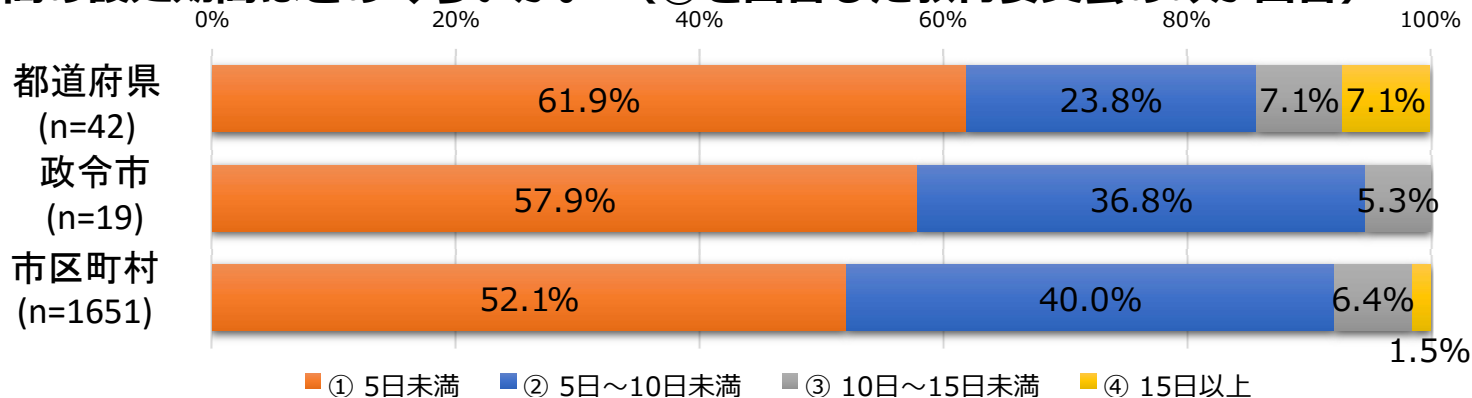
2. 学校閉庁日の設定

学校閉庁日の設定状況は、**市区町村における導入が95.9%**と高く、昨年度比**1.6倍**（昨年度60.4%）となり、**全国的に導入が広がっている状況**。期間については、**5日未満が約半数**、**5日～10日未満が4割程度**。なかには、**冬季休業期間中に閉庁日を設定している例も見られる**。

【問】 学校閉庁日の設定をしているかどうか。



【問】 年間の設定期間はどのぐらいか。（①を回答した教育委員会のみが回答）



2. 学校閉庁日の設定（事例）

岐阜市

市内すべての学校において、**学校閉庁期間として、平成30年8月4日～19日間（16日間連続）を設定**

○閉庁期間の取扱い

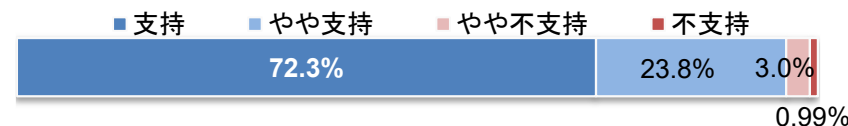
- ・学校は留守番電話設定、市教委が24時間緊急電話で対応
- ・会議、研修、補充学習、部活動指導等の通常業務は原則行わない。

○実施後のアンケート結果

- ・勤務日10日間のうち、全く出勤しなかった教職員は49.5%。動植物の世話や郵便確認、校舎見回り等を理由に50.5%の職員は一度以上出勤。
- ・連続学校閉庁日に対する教職員の支持率



・保護者の支持率



○休暇取得日数

- ・夏期休暇（4日付与） 一人あたり3.85日（完全取得率94.2%）
- ・年次休暇 一人あたり3.64日
- ・土曜授業の振替休暇等 一人あたり1.22日

計8.71日

横浜市

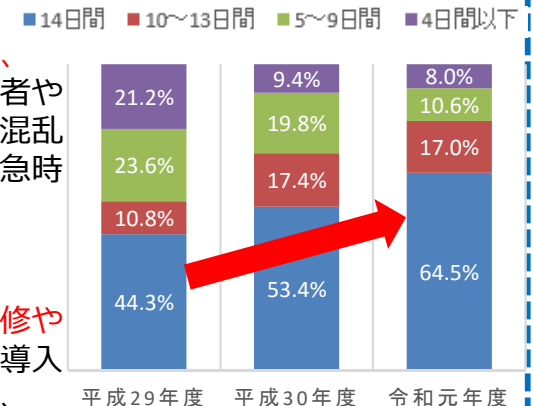
全国に先駆け**7年前から夏季の学校閉庁期間を設定**。学校現場の声を受け昨年度から冬季も設定。期間内の範囲で各学校が具体的な閉庁日を設定。

- ・**8月3日～16日の2週間**のうち、1日以上閉庁日を設定している学校の割合（令和元年度）
小：99.7%、中：97.9%、義務：100%、特支：100%
- ・**12月27日～1月4日の9日間**のうち、1日以上閉庁日を設定している学校の割合（令和元年度予定）
小：93.8%、中：72.6%、義務：100%、特支：92.3%

○閉庁日の取扱い

- ・学校に**日直は置かず**に、留守番電話対応。保護者や地域の方にも浸透し、混乱はみられていない。緊急時は市教委が電話対応。

学校が設定する閉庁日数の推移(夏季)



○閉庁期間の取扱い

- ・原則、**市教委主催の研修や行事はなし**。閉庁期間導入を機に、研修を精選し、平成27年度に3割減（前年度比）。

平成29年度 平成30年度 令和元年度

2週間すべてを閉庁日として設定した学校の割合が64.5%に！

○関係機関との連携、説明

- ・全校の設定状況を、市長部局や県警本部等と共有。
- ・推進にあたり、保護者へ市教委名で手紙を発出するとともに、地域関係者への説明も丁寧に実施。

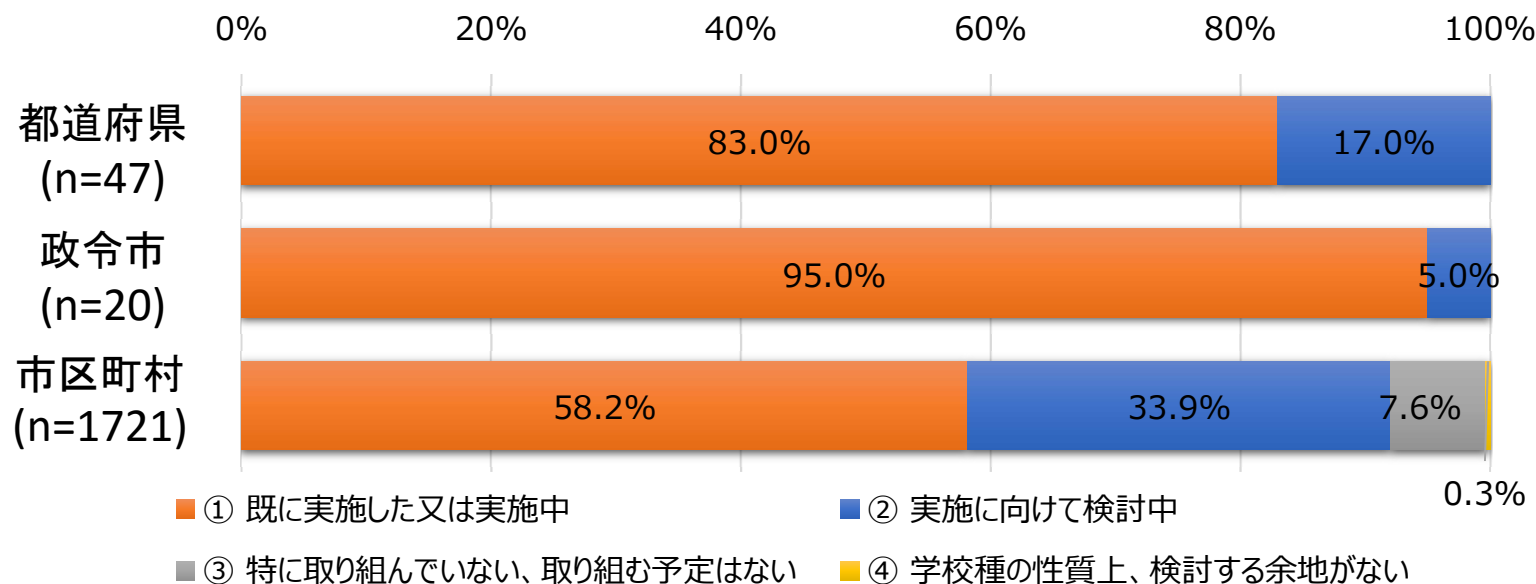
結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

3. ICTを活用（校務支援システム等の活用等）した事務作業の負担軽減

学習評価や成績処理について、ICTを活用し事務作業負担軽減を図っている割合は、都道府県は83%、政令市が95%、市区町村は58.2%。

【問】 学習評価や成績処理について、ICTを活用（校務支援システム等の活用等）して、事務作業の負担軽減を図っているかどうか。



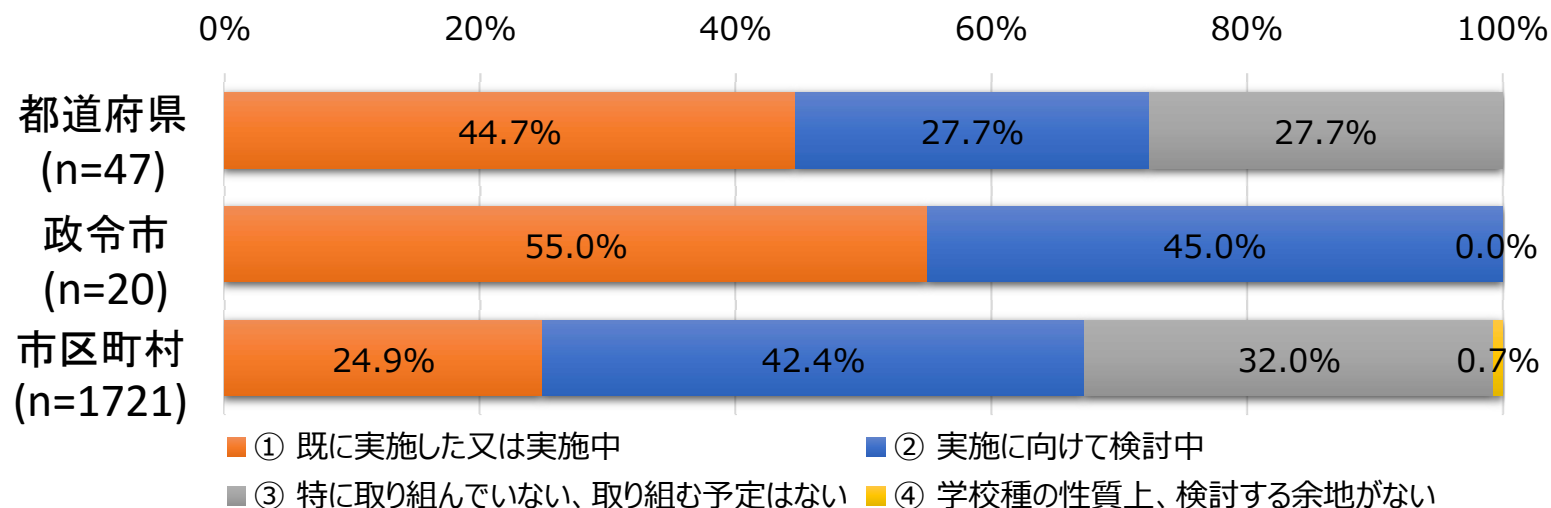
結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

4. 留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制整備

勤務時間外の留守番電話の設置等は、市区町村は25%に達していないが、昨年度に比べて、都道府県は2.3倍（昨年度19.1%）、政令市は1.6倍（昨年度35.0%）、市区町村は倍増（昨年度11.7%）と導入が広がっている。

【問】勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備しているかどうか。



4. 留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制整備（事例）

☎ 新潟県新潟市

- 勤務時間外の電話対応については、市内統一して、以下のとおり時間を区切って実施（R1.6～）

【平日の朝】

7:45～（ただし教職員が出勤している場合に限る）

【平日の夕方】

幼稚園、小学校、特別支援学校：18:00まで
中学校、中等教育学校、高等学校：19:00まで
 高等学校夜間部：21:45まで

【休日等】

教職員が在籍していたとしても、**電話対応は行わない**

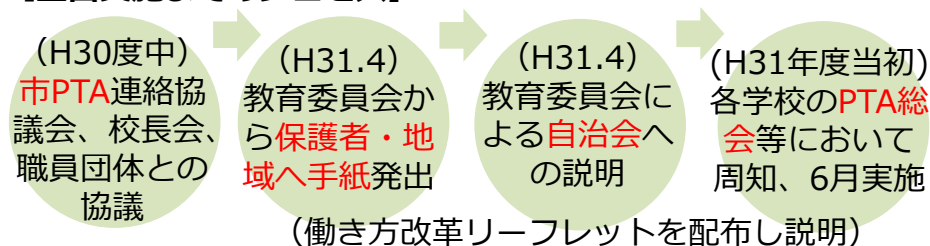
※部活動の欠席連絡方法は、別途学校から保護者へ伝達

【長期休業期間中】

勤務時間内のみ（概ね16:45頃まで）

- 時間外の電話対応は、保護者や地域への影響が大きいため、以下のプロセスで丁寧に実施。

【全面实施までのプロセス】



☎ 緊急連絡 ☎

- ・休日、夜間の緊急対応事案について、学校と情報共有が必要と警察が判断した場合、教育委員会や学校へ連絡
- ・休日、夜間の救急搬送について、市危機対策課から学校支援課担当の携帯電話へ連絡、その後当該校園管理職へ連絡

☎ 長野県岡谷市

あらかじめ保護者へ市内小中学校における留守番電話の導入について周知の上、以下のとおり設定。（H31.4.19～）

| 区分 | 留守番電話の切替時間 |
|---------------------|----------------------------------|
| 平日 | 18:00～翌日7:30 |
| 土・日曜日・祝日・ 学校閉庁日等 | 終日 ※ただし、授業や学校行事等を実施する場合は平日と同様 |
| 長期休業期間中の平日 | 16:45～翌日8:15 |

☎ 緊急連絡 ☎

児童・生徒の生命や安全に関わる重大事態など、真に緊急を要する場合には、岡谷市役所で連絡を受け、適宜、教育委員会から各学校の管理職に連絡

☎ 静岡県三島市

中学校の部活動の終了時刻を考慮して、シーズンごとに留守番電話切替時間を設定。（R1.8.28～）

| | 小学校 | 中学校 | |
|--|--------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 授業を行う日 | 午後6時～ 翌日午前7時30分 | 4月～9月 午後6時30分～ 翌日午前7時30分 | 10月～3月 午後6時～ 翌日午前7時30分 |
| 授業を行わない日※1 | 終日 | | |
| 長期休業期間※2 | 午後4時～翌日午前8時30分 | | |
| ※1 土曜日・日曜日・祝日・振替休日・年末年始(12月29日～翌年1月5日)・学校閉庁日 ※2 春季・夏季・冬季の長期休業期間(学校によって多少前後する場合があります。) | | | |

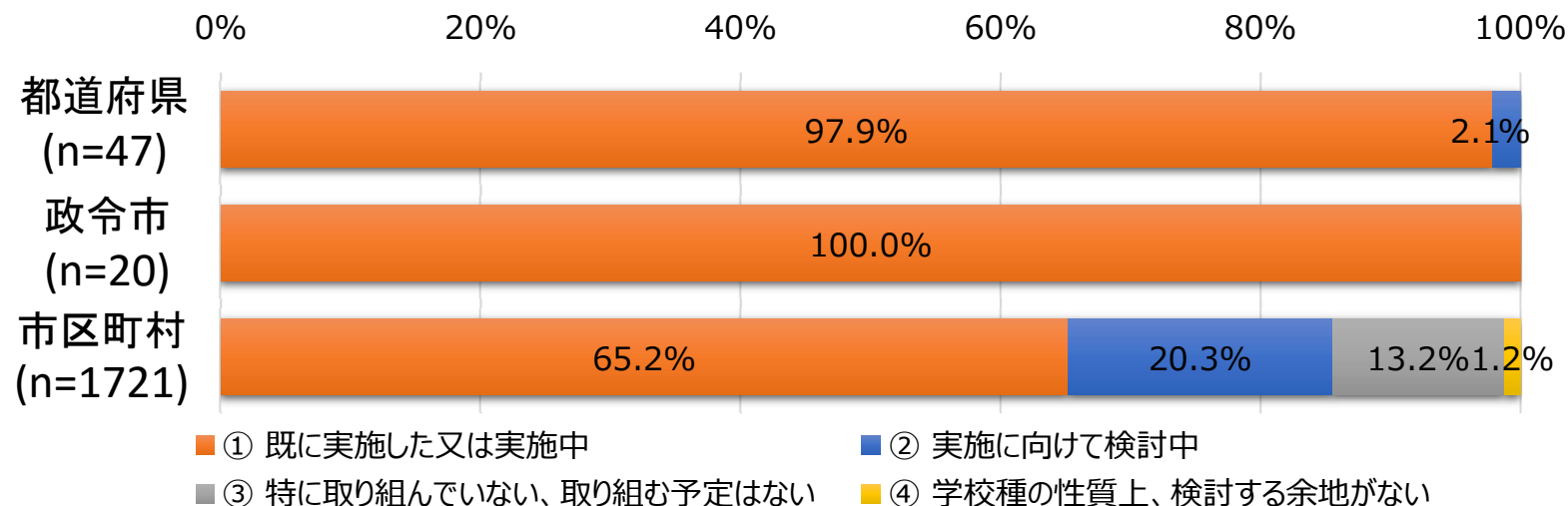
結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

5. 部活動への外部人材の参画

平成29年度に制度化された「部活動指導員」をはじめ、自治体独自の外部指導者やボランティアなど、**都道府県・政令市はほぼ全県市において、市区町村も65.2%**において、部活動への多様な外部人材の参画が進んでいる。

【問】 部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っているかどうか。



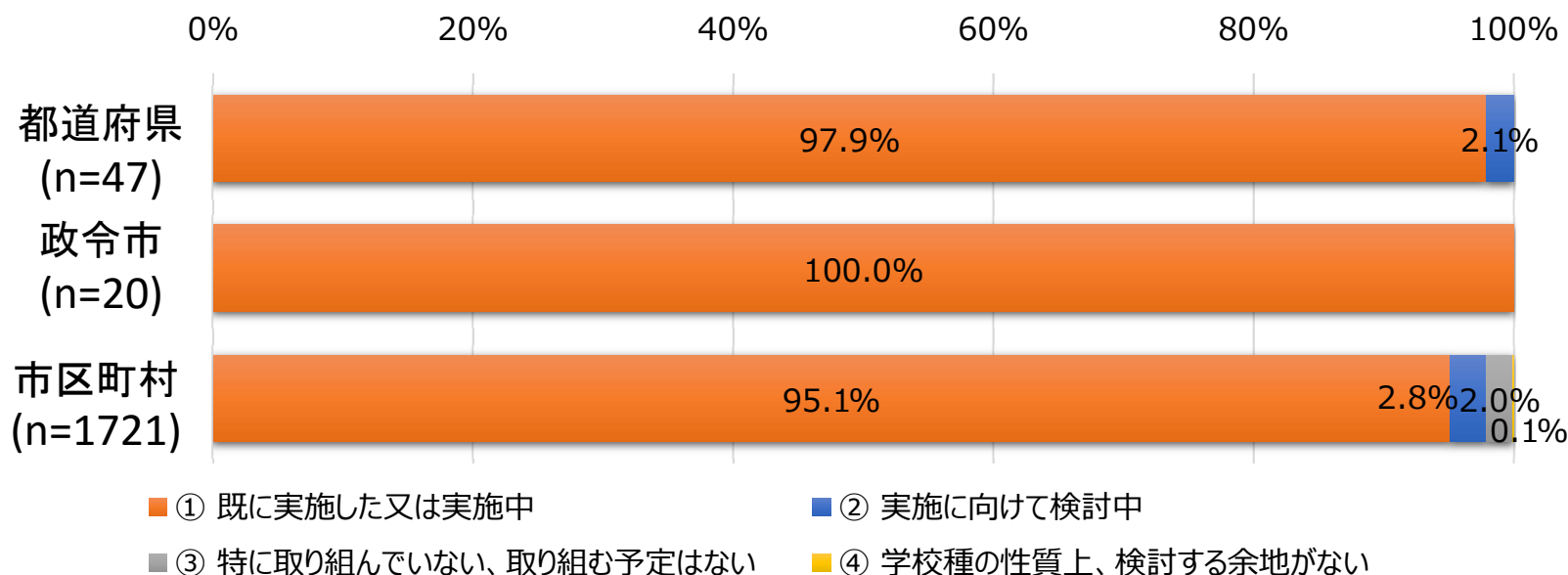
結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

6. 特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画

支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、全国的に外部人材の参画が、都道府県、政令市、市区町村においてほぼ定着している状況。

【問】 支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っているかどうか。



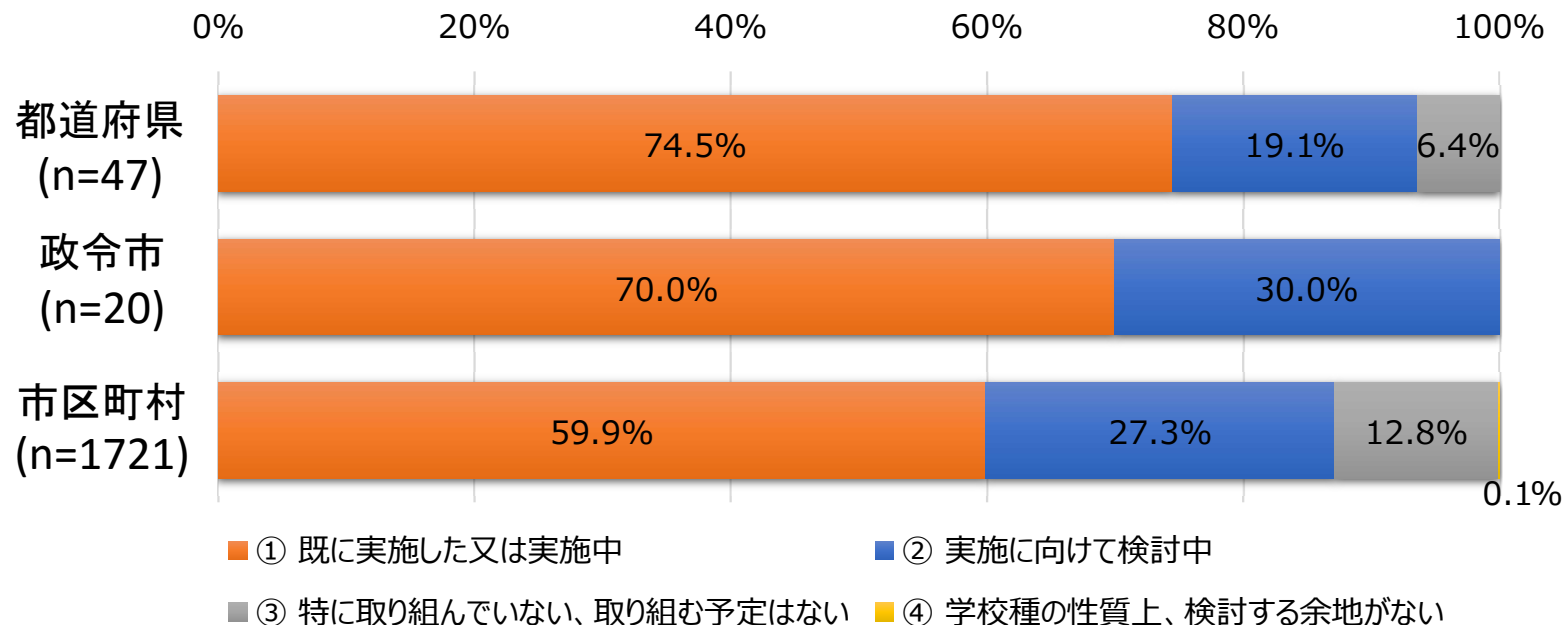
結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

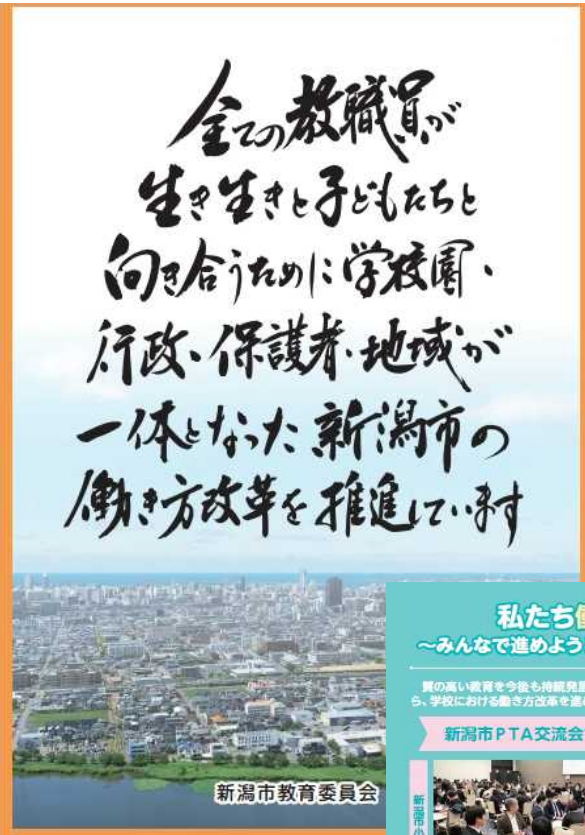
7. 保護者や地域・社会に対する働き方改革への理解や協力を求める取組

学校の働き方改革推進にあたっては保護者や地域の理解が不可欠であり、理解を得るための各教育委員会における取組が重要となるが、都道府県・政令市を中心に、具体の取組が進んでいる。

【問】 保護者や地域・社会に対して、働き方改革への理解や協力を求める取組を実施しているかどうか。



7. 保護者や地域・社会に対する働き方改革への理解や協力を求める取組（事例）



新潟市

学校園・行政・保護者・地域が一体となった新潟市の働き方改革の取組を伝えるため、働き方改革リーフレットを作成し、学校園、保護者、地域、関係団体等に配布。
 (平成31年3月)
 ※一部のみ掲載

学校現場での働き方の見直しを進めています

～教職員の多忙化改善に向けた取組方針について～

石川県

教職員の時間外勤務の現状と多忙化改善に向けた取組について、保護者や地域の方々にご理解いただくためのリーフレットを作成。(平成30年5月)
 ※一部のみ掲載

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/kyousyoku/ko-umukaizenrifuretto.html>

<https://www.city.niigata.lg.jp/smph/kosodate/gakko/sensei/niigatagurasi/niigata-hatarakikata.html>

私たち働き方改革応援団
 ～みんなで進めよう！子どもたちのための働き方改革～

質の高い教育を今後も持続発展させるため、さまざまな立場の人が思いを寄せ合いながら、学校における働き方改革を進めています。

新潟市PTA交流会で「働き方改革」をテーマに話し合い

新潟市PTA交流会の様子

多忙化解消～「学校に帰る」ことから「家まで帰る」ことにシフトチェンジすることで、子どもたちにとって、よりよい生活が実現しています。学校では、子どもと先生がかけがえのない関係が築かれ、家庭では、家族間との絆が深まっています。親の時代の子育てと子ども時代の成長が両立できるでしょうか？ (市PTA連絡員 田中一樹)

PTAの「一歩一歩」のアイデア交換

少しでも先生方の負担に立ててほしいです。一人でやるのは大変だけれど、おしゃべりしながらやっていると、あっという間に時間が過ぎていきます。(市PTA連絡員 山本)

若いお母さん方とお話ししたり、子どもたちの声を聴いたり聞いたりすることで自分も楽になります。私たちがとってもとても良い時間です。(市PTA連絡員 山本)

3年間、学習支援ボランティアをさせてもらった学生です。先生が笑顔で話している姿、子どもたちも嬉しそうです。そんな笑顔あふれる学校になったらいいなと思っています。私も将来、教員になりたいなと思うので、先生方と一緒に働きたいなと思います。(大学生)

学校は、私が働いているよりかなり忙しくなっています。学校の業務が増えたりと仕事も増えています。でも、教員が専門性を発揮している仕事も増えています。業務が増える必要です。私も将来、教員がなくなると学校現場になってほしいと思います。子どもももっと働きたいなと思います。(元教員)

地域の子どもが、安心して学べる、生き生きと活動している子どもは、保護者にとっても嬉しく思います。何かあれば、すぐに学校にお話ししていただき、こんなお話をしたいなと思っていました。学校が5055を出してからは、応援も受け付けたらと思います。(地域コミュニティ協議会委員)

主な取組内容

県内一斉の取組

- 「定時退校日」の設定
学校ごとに1日目の「定時退校日」を設定し、計画的に業務を進め、当日は、教職員が勤務時間終了後に帰宅できるようにします。
- 「最終退校時刻」の目標設定
学校ごとに「最終退校時刻」の目標を設定し、教職員が業務終了時刻を意識して業務を進め、特別な理由以外には定時退校時刻を過ぎないようにします。このことにより、業務の遅延を防止します。
- 「リフレッシュウィーク」「学校閉庁日」の設定
夏休みの期間の1週間(8月1日～8月17日)を県内一斉のリフレッシュウィークとし、教職員に有給休暇の取得を促します。また、本ウィーク中に、連続する5日以上は学校閉庁日を実施します。

教育委員会における学校・教職員に対する取組

- 専科教員・専門スタッフ等の配置
小学校における授業時数等の増大に、英語の専科教員の配置を要する。
- 専任制の推進
専任制の推進も、児童生徒に、より効果的な指導・助達が行えるスクール・カウンセラーの配置を拡充します。
- 学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助など、教職員の業務を補助するスクール・サポートスタッフの配置を進めます。
- 地域と学校との連携・協働体制づくりの推進
地域と学校の役割分担を明らかにし、社会全体で子供を育てる意識を高め、学校現場の負担を軽減します。
- 児童生徒が参加する市町教育委員会等が実施する事業・イベントの精選や準備の簡素化を進めます。
- 会議等の開催方法の工夫や研究指定校数の削減
教育委員会が主催する会議等の整理・削減を図るとともに、参加者の移動時間を短縮するための場所別開催、インターネット配信など、参加体制の工夫を行います。
- 研究指定校数の削減を図るとともに、事前案内、成果発表会及び発表資料の簡素化を図ります。

学校の工夫による独自の取組

校種、学校規模、地域性など、学校の実情に応じて学校ごとに具体的な取組を進めます。

＜取組例＞

- 「学校で決めた定時に退校を促す活動」
学校ごとに時間外勤務の削減や業務改善に向けたスローガンを設定する。
- 「市内関係するPTA等による協働活動の推進」
市内関係するPTA等と連携して業務を進めます。
- 「担任・副担任の分担による授業等の分担や給食指導など、校務分掌の適切な切り分けや業務遂行の協働を進める」
学校行事の企画・推進を進める。
- 「定期試験日前後の時間外を工夫し、準備作業・採点の時間を確保する」
「登下校の見守りや校庭の除草作業、手元の手入れなどを地域ボランティアの協力を得て実施する。

部活動指導における取組

- 統一した部活動休養日の設定
中学校・高等学校とも、**週日以外、平日1日と土曜日又は日曜日**とする。
- 適切な活動時間の設定
部活動指導における活動時間は、平日は最大でも3時間程度とし、学校の休業日は最大でも3時間程度とし、夏休みなど長期休業中には、まとまった長期休業を設定します。
- 適切な活動時間の設定
部活動指導における活動時間は、平日は最大でも3時間程度とし、学校の休業日は最大でも3時間程度とし、夏休みなど長期休業中には、まとまった長期休業を設定します。
- 部活動指導員の試行的な配置
限られた時間の中で、効果的・効果的に生徒の技能向上を図るために、部活動指導員の配置による効果や課題を検証し、試行的に導入し、順次、配置拡充を進めます。

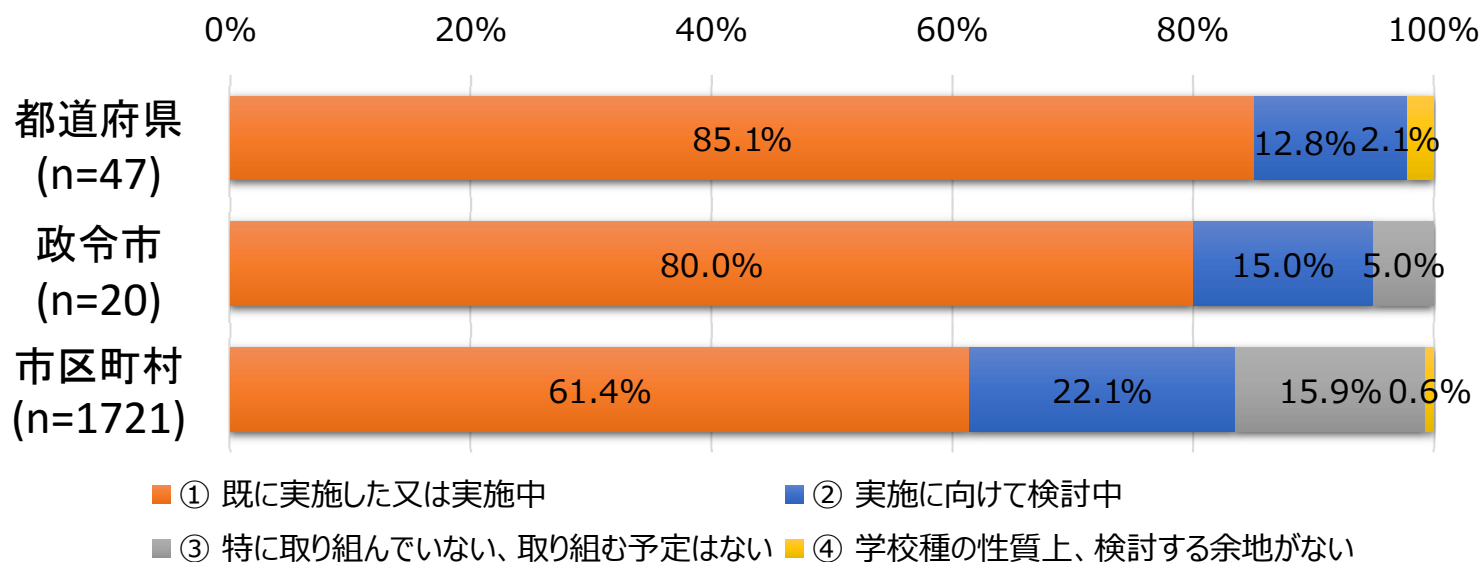
結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

8. 行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等

都道府県・政令市は8割以上、市区町村では約6割の教育委員会において、学校に対する行事等の精選や内容の見直し等の促しが進んでおり、提供のあった事例からも、新学習指導要領の全面実施も見据え、各学校における行事等の見直しが進んでいる状況が見られる。

【問】 学校行事等について、児童・生徒等にとって本当に必要かどうか、本来は学校や地域社会が担うべきものではないか等の視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催などを進めるよう各学校に促しているかどうか。



8. 行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等（事例①）

熊本市

具体の学校行事の精選の方向性を教育委員会で検討

ゆとりある教育課程の編成のために、学校行事の精選の方向性について、検討会議において議論を重ね、以下のとおり一定の方向性をとりまとめた。今後、学校に通知予定。

○ねらい

- ゆとりを生むとともに学校の特色（求める子ども像）を出す。
- 前年度踏襲を見直し、教育的効果のある行事をめざす。

○精選する視点

- 法的な裏付けがあるかどうか
（例：学習指導要領、学校保健安全法等）
- 熊本市の特色や重点事項を重視したものかどうか

小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別活動編

（略）各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。

（略）各学校においては、学校行事の目標を達成するにふさわしい個々の行事を種類ごとに精選したり、それぞれの学校行事の教育的価値を検討し、各種類に教育上必要とされるものに精選したりすることが大切である。また、より充実した学校行事にするため行事間の関連や統合を図るなど学校の創意工夫を生かして実施する必要がある。

| 小学校における実施内容 | 儀礼的行事 | 文化的行事 | 健康安全・ 体育的行事 | 遠足・集団宿泊的 行事 | 勤労生産・奉仕的行事 |
|---|-------------------------|---|----------------------------------|--------------------------------------|---|
| 共通実施 ◎法的裏付け等 ○熊本市の特色、重点事項 | ○入学式 ○卒業式 (儀礼) | | ◎健康診断 (定期健診) ○避難訓練 (防災) | ◎集団宿泊活動 (宿泊教室) ○修学旅行 (平和教育) | |
| 選択実施(例) ☆学校で選択 (学校の特色やねらいに 応じて実施検討) | ☆始業式 ☆終業、修了式 ☆就任式 | ☆学習発表会 (校内音楽会) ☆連合音楽会 ➡希望参加 ☆音楽会、劇 観賞会 | ☆運動会 ☆水泳記録会 ☆交通安全教室 | ☆遠足(歓迎送別) | ☆ボランティア ☆勤労生産、奉仕的 活動(清掃ほか) ☆環境緑化(花壇や農 園の作業) |

8. 行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化等（事例②）

伝統的行事、 でも教育的効果を考える

15年以上続いているウォークラリーを廃止。準備に対する大きな負担に対して、学校評価から見える生徒の期待感は高くないという**費用対効果への疑問**、事前指導にかかる**教科授業時数の圧迫**、**生徒指導事案への注力**等の観点から廃止。
(滋賀県湖南市立中学校)

宿泊行事の見直し

- 事前準備の多さ、当日の天候に左右される負担、保護者の経済的負担等（ウェア購入等）を踏まえ、スキー教室の廃止。前年度から保護者への説明を丁寧に行い、クレーム等はひとつもなかった。
(滋賀県湖南市立小学校)

- 修学旅行の行先を公共交通機関を使うルートから専用バスに切り替え。指導の負担が大きく軽減された。
(滋賀県湖南市立小学校)

- 準備や片づけの負担だけでなく、熱中症・食中毒等の危険性も踏まえ、**体育大会を午前中のみの実施**に変更。種目の精選、タイムスケジュールの見直し（開始時間の早期化、開閉会式の簡素化、水分補給時間の設定、競技の準備や片づけの効率化）により、負担軽減。
(静岡県浜松市立中学校)

運動会、体育祭の 内容の見直し

- 運動会の実施に際しては、練習や準備等に過度に時間をかけ、見栄えや形を求めのではなく、**日常の体育学習の延長・発表の場として**児童が取り組める形にすることにより、運動会に関わる業務が減少し、教職員が落ち着いた環境で児童への指導を行うことができるようになった。
(山形県内小学校多数)

家庭訪問の在り方再考

家庭訪問を実施する4・5月の繁忙状況や保護者の負担等にも考慮し、**家庭訪問を廃止して三者面談に集約**した。行事や授業準備に集中して取り組むことができた。
(静岡県浜松市立中学校)

誰のための行事なのか

学習発表会が**保護者に対して「よいものを見てもらう」ことが目的化**してしまっている現状を踏まえ、準備に時間のかかる一方向発信型を見直し、双方向体験型の**発表形式に見直した**。
(岡山県備前市立小学校)

準備は日課内で

学校行事の練習や準備を勤務時間外に行わないこととし、放課後に練習を行う場合は、朝読書をやめて授業時間を早める「特日課」を設定。日課に組み込むことで、決められた時間の中での効率的な取り組みにつながった。
(静岡県浜松市立中学校)

「やめられるかも」リスト

バス乗車指導をPTAに協力してもらうことや、地域のお祭りの引率を地域に協力してもらうこと、テストの実施回数の見直しなど、教職員全員から**「やめられるかも（案）」を募集し検討**を進めている。目標は10個実施。
(北海道別海町立中学校)

夏の水泳教室

夏休み中の水泳教室について、昨今の猛暑の状況や児童の熱中症へのリスク、教育効果の大きさを踏まえ、短縮。
(滋賀県湖南市立小学校)

「例年通り」ではなく

「例年通り」ではなく、文化祭のプログラムを一つ一つ見直し、結果として午前の部・午後の部を入れ替え、プログラム数の削減を行うなど大胆に変更。
(千葉県野田市立中学校)

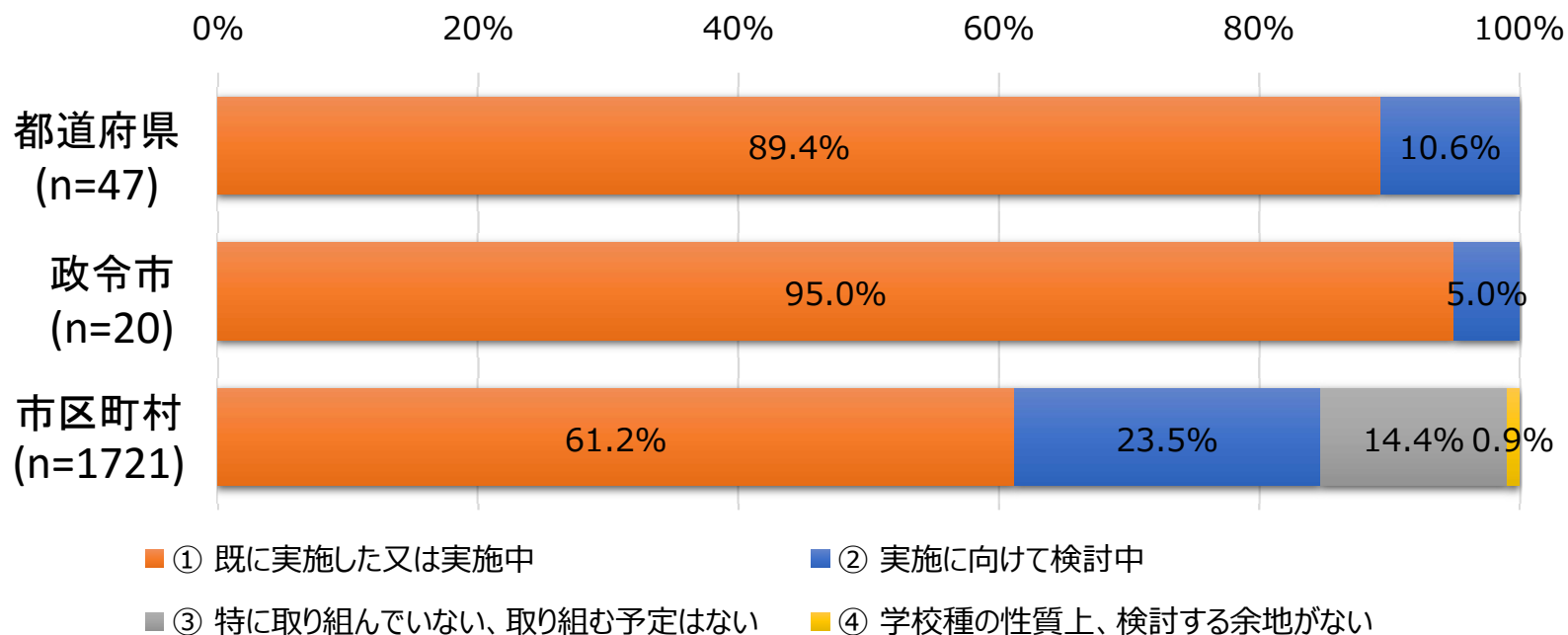
結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

9. 学校に向けた調査・統計業務の削減

学校の負担感が大きい調査・統計業務については、都道府県、政令市では9割で、市区町村においても6割で削減を行っている。

【問】 教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減しているかどうか。



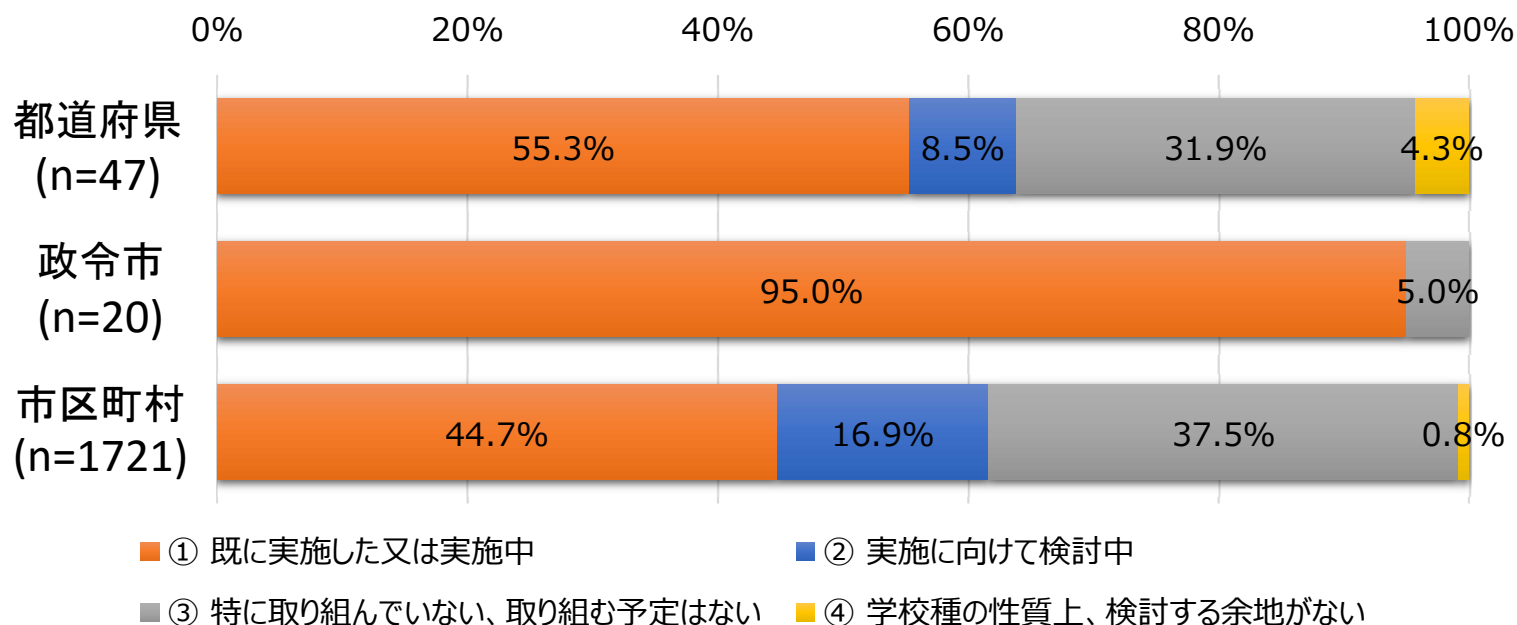
結果概要（調査項目2 具体の取組状況）

4

10. サポート・スタッフをはじめとした授業準備等への外部人材の参画

国庫補助化がスタートしてから3年目となったスクール・サポート・スタッフをはじめとする外部人材の授業準備等への参画は、政令市において95%と積極的に実施されている状況。

【問】 授業準備について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の参画を図っているかどうか。



10. サポート・スタッフをはじめとした授業準備等への外部人材の参画（事例）

横浜市

- 横浜市では、学校の事務業務をサポートするために、「職員室業務アシスタント」の配置を平成27年度から始めており、今年度より**全ての小学校・中学校・義務教育学校に配置**。
- アシスタントが入ったことによる直接的な負担軽減だけでなく、分業することで、教材やプリント作成等に計画に取り組むようになるなど、学校現場からも大変好評な施策として推進。

【業務の一例とその効果】 ※学校によって業務内容は様々であり、管理職と相談の上、具体の業務内容を決定

| | |
|---|--|
| <h3>外部との対応</h3> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 電話対応 ◆ 来客対応 ◆ インターホン対応・鍵の施錠・解除 ◆ 宅配便対応・業者対応 ◆ 学校メール便<small>（教育委員会や他の学校から）</small>の受け取り <p>副校長が、職員室を離れることができる ⇒ 学校内を巡回できる ⇒ 子どもの様子がより一層把握できる ⇒ きめ細かく教職員への指導・助言ができる ⇒ よりていねいに子ども・保護者・地域対応ができる ⇒ じっくりと集中して業務に取り組むことができる</p> | <h3>職場環境の整備</h3> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ファイル整理<small>（ラベリング）（ファイリング）（インデックス作成）</small> ◆ 廃棄書類の分別処理 ◆ 配付物の仕分け、整理 ◆ 庶務の仕事<small>（名札・名簿・表示貼り替えなど）</small> ◆ 学年・階段等掲示板の整備 ◆ 教室・廊下等の作品掲示の手伝い <p>整理整頓が進み、職場環境がよくなる ⇒ 効率的に業務ができる ⇒ 業務の効率化による時間短縮 ⇒ 執務環境の改善、見直し</p> |
| <h3>事務作業の軽減</h3> <ul style="list-style-type: none"> ◆ パソコンでのデータ入力 ◆ タブレットの充電・管理 ◆ 配布物の仕分け・余分廃棄 ◆ 案内文章の封筒入れ・宛名書き ◆ ラミネート加工 ◆ 回覧物の準備・会議録の作成 ◆ アンケート<small>（保護者向けアンケート）</small>等集計 ◆ 集金業務の補助<small>（ダブルチェックなど）</small> <p>単純だが時間のかかる仕事や複数で確認が必要な仕事 ⇒ じっくりと集中して業務に取り組むことができる ⇒ 単純ミスをなくす</p> | <h3>事務作業の軽減</h3> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 印刷・拡大印刷・綴じ込み ・ 学習プリント ・ お便り<small>（学校がより・学級がより・保健がより・ばくばくがより等）</small> ・ 課題（宿題）プリント・行事のしおり ・ 職員会議資料・職員研修資料 ・ 部活の予定表 <p>など</p> <p>教職員が使いたいときに、使いたい資料がある ⇒ 子どもが帰ってからの1時間を有効に使える ⇒ いつ、何を頼むかを考えることで、自身の仕事やスケジュールを考え、先を見通した業務の進め方に変わる</p> |

出典【横浜市教育委員会】働き方改革通信「Smile」

- 中国や台湾につながる児童が300人を超える学校では、中国語も日本語も堪能なアシスタントを採用し、中国語での保護者対応サポートや、配布文書の翻訳補助等を担っている事例もある。

翻訳したお手紙→

★6/8（金）は遠足で金沢動物園へ行きます。
 スで金沢文庫駅へそこから電車で帰ります。雨天
 いたしますのでご覧ください。

6/8(周五)去金泽动物园郊游
 回来时,从金泽动物园坐公
 如果下雨的话,改为6月20日

配置効果

スクール・サポート・スタッフの配置による教員一人あたりの総勤務時間の変化 **週▲1時間28分**（前年度比）

（平成30年度 文部科学省調べ）

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

5

～勤務時間の縮減が進んでいる学校の取組①～

実際に勤務時間の縮減が進んでいる学校では、教育委員会の施策と学校独自の小さな取組を積み重ね、学校全体で意識改革を進め、総力戦で取り組んでいる様子が見られます。

～業務の精選と効率化の徹底による働き方改革～（千葉県柏市立柏の葉小学校）

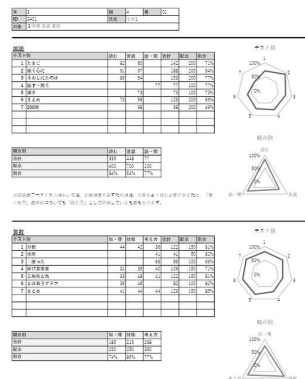
前年度同月比一日あたりの在校時間を2時間削減した学校の取組

（2018年6月：12時間49分⇒2019年6月：10時間55分（▲約2時間））

単なる時間縮減ではなく、校内で改めて育てたい児童像の共通理解を図り、その上で行事や取組の精選、改善、効率化を行った。さらに、民間事業者と連携し、学校の多忙の原因となる課題（具体的な業務や職場風土）を洗い出し、教員の「負担感」が強い上位3項目「成績処理」「部活動」「事務」を抽出し、具体の施策を導入。

通知表を3回⇒2回へ

市立学校は3学期制だが、通知表の回数のみ、年2回（10月・3月）に削減。児童が長期休暇前に自分の成績を振り返る機会を担保するため、国算理社4教科に関しては、単元テストの点数を観点/単元別にレーダーチャート化した成績チャート（システム上で自動作成）を年2回（7月・12月）に配布。（今年度は試験的に実施⇒今後は見直しの予定）



部活動時間の短縮、社会体育化

- 放課後練習は大会前の1か月間のみに限定。
- 大会前の部活動実施期間以外は、外部団体にグラウンド・体育館を開放して習い事のような形で子供が通う形式に変更。
- 各家庭は、実施種目、参加費、日程などを考慮し各団体へ申込。保護者と関係団体が直接やりとり。

保護者アンケートのデジタル化

学校評価や行事への出欠について、これまで保護者から紙ベースで回収し、手作業で回収・集計作業を行っていたところ、保護者がPCやスマホで回答できるようデジタル化し集計作業も効率化。

夏休みの宿題の精選

- 夏休みの作文や絵画などは、自由課題として任意制へ。「やらなければならない宿題」から主体的な課題へ変更。
- 市や外部が実施するコンクール等のお知らせは原則、各家庭からの直接申し込みにする。（学校でとりまとめない）

行事の精選

- 行事内容や指導時間、指導方法等を見直し、行事に係る時数を削減。
- 林間学校の実施場所の近隣への変更、期間の短縮化
- 式典の同日実施による準備の簡素化

家庭訪問を

学校での個人面談へ

自宅確認のための家庭訪問は廃止し、学校での個人面談に切替。

欠席・遅刻の

連絡をデジタル化

保護者がフォーム入力することで、これまで朝の忙しい時間帯に電話で受け、担任に伝達していたところをデジタル化。

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

5

～勤務時間の縮減が進んでいる学校の取組②～

～3つの視点と4つの手法で働き方改革～（群馬県富岡市立富岡小学校） 22時台の最終退庁が当たり前だった学校の変化

3年前までは最終退庁時刻の平均が22:16。業務量も多く、時間をかけることを美德としてきた中規模の小学校で、様々な取組を積み重ね、**約2時間半の退庁時刻の早期化を実現。**

【最終退庁時刻（授業日：月別平均）】



「時間の使い方は命の使い方である」と、職員の意識を大きく変え、自分事にし、チームワークの大切さを改めて実感できるよう、校長のリーダーシップのもと、学校全体で進めている。

3つの視点4つの手法で「大胆かつ慎重に」「目的・目標・手段を明確に」「成果の実感を」をポイントに、業務改善を推進

校時表の工夫 時間 変える 7to7の原則

登校開始を7:30から7:45へ変更
金曜日以外は業前を廃止し、朝の会から開始
月曜日は清掃を行わず、集会を実施
委員会活動を30分とし、職員会議の時間を確保
木-6に運営委員会を実施、運営委員が空き時間となるよう調整
下校開始を16:30から16:00へ変更



↑ **スクール・サポート・スタッフ**

| 進め方 | 3つの視点 | | | 4つの手法 | |
|-----|-------|-----|-----|-------|--|
| | やめる | 減らす | 変える | 始める | |
| 時間 | | | | | |
| 人 | | | | | |
| 環境 | | | | | |

↑ **校時表の工夫**。登校時間の後ろ倒し、清掃活動の縮減、朝活動の適正化、下校時間の前倒し等の工夫を実施。

↓ **給食指導をローテーション**で実施。担任外の指導力向上、合間での打合せ実施など有効活用。



教科担当制 人 変える

| | 3・4年 | 5・6年 |
|----|------|------|
| 国語 | ○ | ○ |
| 社会 | ○ | ○ |
| 算数 | ○ | ○ |
| 理科 | ○ | ○ |
| 音楽 | ○ | ○ |
| 図工 | ○ | ○ |
| 家庭 | ○ | ○ |
| 体育 | ○ | ○ |
| 道徳 | ○ | ○ |
| 外活 | ○ | ○ |
| 総合 | ○ | ○ |
| 学活 | ○ | ○ |

3・4年：2教科 5・6年：8教科

より深い教材研究 教材研究を3回活用

評価の客観性 積極的な生徒指導

専門的な授業 学力向上

いろいろな先生に 中学生のような

↑ **教科担当制**を実施。専門的な授業・学力向上と、授業準備の効率化を両立。

↓ **クリーンタイム**の習慣化、机上の整理整頓、文書管理の共有・徹底し、**働きやすい環境へ改善。**



その他、「やめる」「減らす」ことも実施中。

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

5

～勤務時間の縮減が進んでいる学校の取組③～

～地域の力を学校の力に～（岡山県浅口市立鴨方東小学校）

地域学校協働本部等を活用した働き方改革 時間外勤務25%減

鴨方東小学校では、3つのプロジェクトを立ち上げ、働き方改革を推進。特に、学校運営協議会や地域学校協働本部を活用しながら、地域や保護者と密に連携し第三者の視点から学校を見直し、理解を得ながら進めることで、スピード感ある働き方改革を実現。

業務改善プロジェクト

- 業務内容の棚卸し（業務内容アンケートを全職員に実施し、廃止・簡略化・検討に分類し廃止するものは即廃止）、**校務分掌の新体制化（職務別ではなく目的別組織にし、学校運営協議会と一体で業務実施）**を推進。
- 地域学校協働本部（鴨東セカンドスクール）が、**読み聞かせ、家庭科実習サポート、放課後学習、田んぼ実習、安全パトロール、スクールガード、防犯教室、通学合宿、子ども食堂、環境整備等**、以前、主に教員が担っていた業務等について地域のサポートを得ている。

時間改善プロジェクト

- 時間外勤務の時刻・業務内容の記録、「カエルボード」を利用した退勤予定時刻の明示、職員会議の改善（協議事項の精選・所要時間の明記）等を推進。
- 最終退校時刻19時の30分前には、音楽（カエルミュージック）を流して退校まで見通しをもって仕事ができるようにしている。

環境改善プロジェクト

- 民間企業と連携しながら、職員室の機能的なレイアウトの改善（職員室環境改善アンケート（教職員）と、子どもから見た職員室アンケート（一部児童）を実施しレイアウト検討）、人間関係・同僚性の構築等を推進。

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

5

～勤務時間の縮減が進んでいる学校の取組④～

部活動改革による勤務時間の縮減（千葉県睦沢町立睦沢中学校） ～部活動ガイドライン遵守と部活動の地域と連携した運営～

睦沢中学校では、生徒の帰宅時間の早期化と、職員の超過勤務時間の縮減を目指し、部活動ガイドラインの遵守や地域資源を存分に活用した部活動の地域移行を進めながら、勤務時間の縮減を推進中。

部活動指導時間の見直し

- 部活動ガイドラインの遵守徹底
- 月曜日と第2・4木曜日は部活動は休みにし、15:20に完全下校
- 日課を見直し、放課後の始まる時間を25分早めることで、4月～9月の生徒下校時刻を17:30に（1時間）早期化



【睦沢町総合運動公園】

睦沢町の地域の資源

- 町の総合型スポーツクラブ（ふれあいスポーツクラブ）や総合運動公園（アリーナ、道場、プール、テニスコート、野球場、多目的広場等）の資源活用
- スポーツ関連団体連携会議を活用して、協議を開始。

スポーツ関連団体連携会議

- ・スポーツ推進委員
- ・体育協会
- ・ふれあいスポーツクラブ
- ・睦沢小学校
- ・睦沢中学校
- ・パークむつざわ
- ・まちづくり課
- ・教育委員会教育課

地域と連携した部活動の運営

- 5つの運動部があり、地域や保護者の協力を得ながら部活動を運営。
 - ・剣道部は総合型スポーツクラブや外部の道場で活動
 - ・卓球部は総合型スポーツクラブから指導者が学校へ指導に入る
 - ・ソフトテニス部は保護者が総合運動公園で指導
- 総合運動公園の施設利用については、利用料を減免（町措置）

効果

- 在校時間一日一人当たり平日▲約1時間10分削減、休日▲約1時間30分削減
※令和元年度6月の一日当たりの在校時間平均の平成30年度同月との比較
- 部活動休止日を増やしたことで、勤務時間内に職員研修等が可能となった
- 指導を地域や保護者へ任せられることで、地域と学校との連携が深まった

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

5

～勤務時間の縮減が進んでいる学校の取組⑤～

「業務の見える化」「組織マネジメント」の徹底による働き方改革 （広島県立府中高等学校）

広島県立府中高等学校では、学校経営計画に基づき、時間外勤務の縮減に向け、「業務の見える化」を徹底し、分業と協業の機能化を図り、「組織マネジメントの徹底」により働き方改革を推進し、在校等時間の縮減を進めている。

「業務の見える化」

- 「業務量等調査」を行い、一定期間ごとの個人の時間外勤務の時間を含む業務量全体を把握し、その個人が属する分掌・教科・部活等のチーム全体としての業務量も踏まえて、可能な限り**平準化を推進**。

- 「部内業務分担表」や「業務進捗管理表」を活用するなど、個人だけでなく、各分掌ごとに業務を見える化し、**分業・協業が機能した組織的な体制を構築**。

府中高校 第一学期業務量調査集約表 【基本表】

| 氏名 | I 教科等指導業務 | | | | | | | | | | II 主任等業務 | | | | III 担任等業務 | | | | | |
|------|----------------|-------------------|--------------------|------------------------|----------|-------|-----------|-----------------|---------|----------|------------------|------|-----------|-------|-----------|-----|-----|----------|-----------|------|
| | 教科授業 (時数換算) | 定期考査の作問・作成・採点・処理等 | 実力テストの作問・作成・採点・処理等 | 授業等の小テスト・課題等の作成・採点・処理等 | 詳細シラバス作成 | 組織的補習 | 放課後等の個別指導 | 授業その他の教科指導等の準備等 | キャリアの授業 | キャリアの準備等 | その他(探究コア・府中セミナー) | 処理値 | 分掌・学年主任業務 | 副主任業務 | 教科主任業務 | その他 | 処理値 | SG・ITの実施 | 放課後等の個別面談 | 三者懇談 |
| [1] | 17 | 6 | 4 | 10 | 3 | 3 | 2 | 13 | 1 | 2 | 1 | 62 | 6 | 2 | | 8 | | | | |
| [2] | 16 | 3 | | 2 | 1 | | | 10 | | | | 32 | | | | | 1 | 1 | 1 | |
| (省略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| [38] | 18 | 5 | | 2 | | | 5 | | | | | 30 | | | | | | | | |
| [39] | 13 | 4 | | 4 | 2 | | 4 | 15 | 1 | 1 | | 44 | | 3 | | 3 | | | | |
| 平均 | 15.8 | 3.4 | 1.3 | 2.8 | 1.7 | 2.0 | 1.7 | 7.6 | 1.2 | 1.3 | 2.0 | 33.5 | 7.9 | 1.3 | 2.2 | 6.2 | 1.9 | 1.7 | 1.2 | |

【業務量調査集約表】

「組織マネジメントの徹底」

時間外勤務月80時間を超えた者については、個別に校長面談を行い、仕事の状況・進め方等の実情の把握や改善策の協議を実施。各月20日頃に勤務時間の中間集計を行い、80時間以上が見込まれる者については、調整を図るなど、組織的に対応。

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

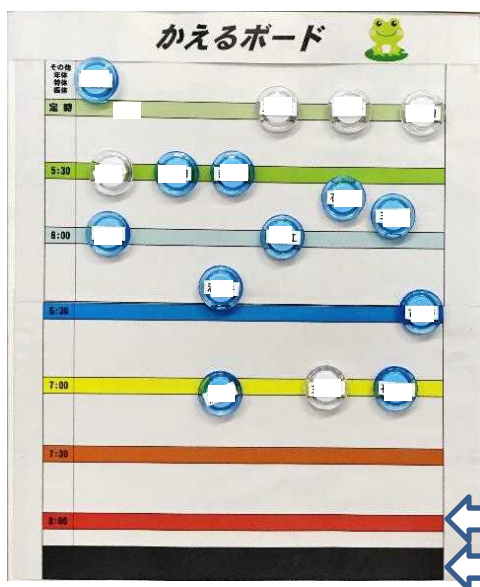
5

～事例の提供が多かった取組①～

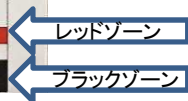
退勤時刻の明確化

時間を意識した働き方に向けて、**その日の退勤予定時刻を明確化**する取組についての事例が数多く提供された。

- タイムマネジメントを意識した働き方実現のための「かえるボード」を導入することによって、
 - ・自分の業務を計画的に進める意識、メリハリをつけた働き方を行う意識の向上
 - ・ライフ目標共有による声かけ促進
 - ・お互いに助け合う職場風土の醸成に成果が出ている。
- 退勤予定時刻を、個人名の書いてあるマグネットで明確化。終業時刻を意識した働き方改革へ。
(岡山県玉野市立中学校 他多数)



【ボードの設置位置を工夫】
教頭の前、全員に見える位置へ



- 退勤予定時間に応じて色分けした「残業札」を使い、全教職員の退勤時間を申告するコーナーを設置。また、勤務時間終了時にはアラームを鳴らしている。
- 勤務時間を意識して業務に集中できるようになり、時間外勤務縮減にもつながっている。
- さらに、定時退勤日には、「残業札」に「カエル札」を重ねて設置する等、意識啓発に努めている。

(静岡県浜松市立小学校)



【残業札】
青 = 18:00以前に退勤
赤 = 18:00以降に退勤

リフレッシュデー
がんばりすぎないデー
マイ充電日
スイスイ帰る水曜日
家族ふれあいデー 等

定時退勤日の設定

メリハリある働き方に向けて、ユニークな名前を付けながら定時退勤日を設定している学校が増えています。

- 学年主任を中心に、学年職員と一緒に定時退勤できる日を設けるとともに、教職員の誕生日を週予定に組み込み周知することで、定時退勤を促した。
- 学校だよりの予定表にも「定時退勤日」を周知するなど、保護者の理解も得ながら取組を推進。

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

5

～事例の提供が多かった取組②～

日課表の見直し① ～下校時刻を早めて執務時間を確保～

【午前5時間授業】

- **午前中5時間授業**に変更することにより、放課後に余裕が生まれ、教材研究をする時間が確保された。教職員が概ね20分程度早く退庁することができている。（静岡県菊川市立小学校）
- 朝は、朝の会のみとし、**午前中を5時間授業**とした。また、昼休みと清掃活動を交互に行い（週3日昼休み、週2日清掃活動）、**児童の下校時刻を早める**ことで、放課後の執務時間を確保し、早期退勤を実現。今年度、**一人当たり月20時間程度まで時間外勤務を縮減**。（栃木県鹿沼市立小学校）

【2種類の日課表の組合せ】

- 曜日による2種類の日課表を組み合わせた効率的な勤務時間運用。
- 月・火・木・金は6校時、水のみ5校時だが、2種類の日課表を組み合わせることにより、標準授業時数を確保しつつ、放課後の時間を確保。
- A日課（火水木）は児童朝学習あり（8:15～8:30）
→水のみ5校時のため、職員会議や研修は水曜に実施。
- B日課（月金）は児童朝学習なし
→火木に比べ、同じ6校時であっても朝学習がない分、放課後に子どもと向き合う時間が15分多く確保できている。
- 勤務時間中に学級事務や授業準備等の時間が確保できるようになり、1日当たりの時間外勤務が1～2時間程度にまで減少した。（北海道栗山町立小学校）

| | | 日課表 | | | |
|------|---|--|---|---|-------------------------------|
| 放送 | | 7:55～ 8:00 | | | 放送 |
| 整想 | | 8:00～ 8:01 | | | 整想 |
| 朝の会 | | 8:01～ 8:10 | | | 朝の会 |
| 1 | | 8:10～ 8:55 | | | 1 |
| 2 | | 9:00～ 9:45 | | | 2 |
| 3 | | 9:55～ 10:40 | | | 3 |
| 4 | | 10:45～ 11:30 | | | 4 |
| 5 | | 11:40～ 12:25 | | | 5 |
| 給食 | | 12:25～ 13:10 | | | 給食 |
| 昼休み | | 13:10～ 13:35 | | | 昼休み |
| 掃除 | 13:40～13:50 | (ロング昼休み) | 13:40～13:50 | (ロング昼休み) | 13:40～13:50 |
| 6 | | 13:55～14:40 | | | 6 |
| 朝の会 | ～14:10 | ～14:55 | ～14:10 | ～14:55 | 朝の会 |
| 放課後 | <月曜日> 学級の時間 14:15～15:15 会議 15:00～ 夕打ち合わせ 16:10～ | <火曜日> 子どもの教室 14:20～ 会議・研修 15:00～ | <水曜日> 児童会・児童委員会 15:00～15:45 クラブ 15:00～16:00 <small>委員会、代表委員会、クラブの時は少し早めに朝の会を終了しましょう。</small> | <木曜日> 児童会・児童委員会 15:00～15:45 クラブ 15:00～16:00 <small>委員会、代表委員会、クラブの時は少し早めに朝の会を終了しましょう。</small> | 放課後 |
| | <平日課の下校> 朝4(給食無し) 11:35 朝の会 11:50 下校 12:40 朝4(給食あり) 11:35 給食 12:15 朝の会 12:40 下校 12:40 朝5(昼休みなし) 11:35 朝の会 13:15 朝の会 13:40 下校 13:40 | | | | |
| 完全下校 | 学級数がない時 14:30 学級数だけの時 15:15 | 低 14:30 中・高 15:15 | 全校 14:30 | 低 14:30 中・高 15:15 | 1・2・3年 14:30 高 15:15 |

【午前5時間授業の日課表の例】

【その他】

- 朝の活動・中休み・給食・清掃の時間を5分間ずつ計20分短くし、放課後の執務時間を確保。（大分県国東市立小学校）

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

5

～事例の提供が多かった取組③～

日課表の見直し② ～下校時刻を早めて執務時間を確保～

小学校高学年・中学校において、6時間授業は週2日まで（茨城県守谷市）

【守谷型カリキュラム・マネジメント】

- 市内統一のカリキュラム編成の工夫として、小中学校において、夏季休業の5日間の短縮（8/26授業開始）、始業式・終業式後の授業実施、創立記念日・県民の日の授業日への変更により、13日間（70コマ分）を生み出し、**6時間授業は週2日までに限定（週3日は5時間授業）**。
- 放課後の時間を生み出したことにより、教員の早期退勤が進み、**時間外勤務月45時間以下を達成した学校も出ている**。

| プラン未実施 | | プラン実施 | |
|--------|----|--------|----|
| | 授業 | | 授業 |
| 1学期始業式 | なし | 前期始業式 | 有① |
| 〃 終業式 | なし | →授業日 | 有② |
| 2学期始業式 | なし | →授業日 | 有③ |
| 通常の授業日 | 有 | 前期終業式 | 有④ |
| 〃 | 有 | 後期始業式 | 有⑤ |
| 〃 終業式 | なし | →授業日 | 有⑥ |
| 3学期始業式 | なし | →授業日 | 有⑦ |
| 卒業式 | なし | →午後授業 | 有⑧ |
| 年度未修了式 | なし | 年度未修了式 | なし |

【1日5時間授業で教職員の勤務スタイルが変わる】

- 小学校では、授業準備や研修に充てられる放課後の時間が、1週間で135分（2時間15分）増える。
- 中学校では、部活動の終了時刻が早まることにより、放課後の時間が1週間で180分（3時間）増える。

【「働き方改革」と「学習効果の最大化」「安全・安心の確保」を目指す】

- 児童側からも、小学生の体力を考慮して、毎日6時間授業による負担の回避やゆとりある教育課程を編成して学びの質を保證することができる。
- 児童生徒の帰宅時間の遅れを回避でき、安全・安心の確保にも寄与する。

児童生徒及び教師の日常の負担の平準化（週3日の5時間授業）

| 小学校 標準日課 | | | | | | 中学校 標準日課 | | | | | |
|----------|---|------|------|------|------|----------|---|---|---|---|---|
| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
| | 朝の会 | | | | | | 朝の会 | | | | |
| 1 | ～下校時刻について（目安）～ 4時間下校 14:00 5時間下校 15:00 6時間下校 15:45 | | | | | 1 | ～下校時刻について（目安）～ 5時間下校 15:00 6時間下校 16:00 | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | |
| | 給食・昼休み | | | | | | 給食・昼休み | | | | |
| 5 | 4時間下校 5時間下校 6時間下校 | | | | | 5 | 部活動終了時刻（平日の目安） 5時間 6時間 3～9月 17:00 18:00 10, 2月 17:00 17:30 11, 12, 1月 17:00 | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | |
| 4時間下校 | | 1・2年 | | 1年 | | | | | | | |
| 5時間下校 | 1～6年 | | 1～6年 | 2・3年 | 1～6年 | | | | | | |
| 6時間下校 | | 3～6年 | | 4～6年 | | | | | | | |

【守谷市教育委員会 学校教育改革プランより】


結果概要（調査項目3 取組の好事例）

5

～事例の提供が多かった取組④～

校内に働き方改革の具体策を検討するための検討チーム等を設置

- 島根県教育委員会では、各学校で取り組む際の年間スケジュール（初年度の例）案を具体的に示している。

| 時期 | 取組内容等 |
|------|---|
| 4～5月 | <p>① 校内推進委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校務分掌や教科、年齢等のバランスを考慮したメンバーで構成。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>（委員の例）校長 副校長・教頭 主幹教諭 学年主任 教務主任 部活動主任 養護教諭 学校事務職員</p> </div> <p>② 校内で取り組む働き方改革の内容の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「教職員の課題発見シート（ワークとライフの自己評価）[※]」などを活用して、教職員一人一人の課題を把握。（※）本事例集（P.4）参照。 ・ 学校全体及び教職員個人で推進する取組について、職員会議にて全教職員で主体的・対話的に検討。 <p>③ 校内推進委員会にて学校全体及び個人の取組の方向性の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ②で検討した内容と県・市町村教育委員会策定の「教職員の働き方改革プラン」をもとに、自校の「重点目標」を設定し、具体的な取組の方向性を決定。職員会議にて全教職員に周知。 |
| 6～8月 | <p>④ 実践（試行期間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校全体及び個人の取組の実践。 ・ 進捗状況を校内推進委員会で検証し、後期の取組に反映。 ・ 夏季休業中に職員室のレイアウト等を改善。 <p>⑤ 校内研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏季休業中に「働き方改革に関わる研修会」を実施。 |
| 9～2月 | <p>⑥ 実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校全体及び個人の取組の実践。 ・ 保護者・地域等の理解と協力の推進。  <p>⑦ 校内研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 好事例の校内普及。 |
| 3月 | <p>⑧ 今年度の取組の検証（次年度への反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内推進委員会及び職員会議にて、今年度の振り返りと課題を検証。 ・ 学校評価の実施（教職員の働き方改革の項目を追加） |

【出典】 島根県教育委員会 「学校業務改善事例集」

- 「働き方改革推進チーム」を中心に、3つの学部の様式を一つに統一、出退勤時間の管理・啓発、職員朝会の短縮・行事黒板の廃止、ミーティング時間効率化のためのスタンディング・テーブルの設置、留守番電話の設置 等（徳島県立特別支援学校）

- 毎月の職員会議のあとに「衛生委員会」を設定し、毎月勤務時間の振り返りや長時間勤務の理由について発表、改善を議論。（鹿児島県阿久根市立小学校）

- 「教員多忙化解消プランヒアリングシート」を作成し、校内で課題や方策について意見を集約した。次に、校内で様々な年齢層から構成されるプロジェクトチームをつくり、仕事の効率化について月1回程度の頻度で協議をした。「お互いに声をかける。」「諸帳簿、指導案の改善をする。」「会議、調査の精選をする。」「会議資料等をデータ化する。」などについてまとめ、全体に報告した。（愛知県東浦町立中学校）

地域の行事の見直し

教育課程外の活動として、地域の行事へ参加することが多く、参加のための練習・準備等で窮していた状況であったため、以下の視点で、見直しを実施。（富山県富山市立小学校）

地域行事への参加について、地域・PTAと検討会を開催し、共通理解の上、精選

高学年に集中していた参加形態を、すべての学年に分散化

地域行事への参加のための出し物等の準備や指導は、地域の専門家
に協力要請

地域行事を教育課程（総合学習等）に位置付け、学習のねらいや目的等を精査し
取り組む

結果概要（調査項目3 取組の好事例）

5

～事例の提供が多かった取組⑤～

地域や保護者の力による登下校時の見守り

～児童による下校時の放送とともに地域の見守りスタート～（京都府京丹波町立小学校）



「いつも見守りをありがとうございます。
これから下校時間になりますので、
私たちの見守りをよろしくお願いします。」



- 児童の下校時に、児童が地域の家庭に向けて下校を知らせる放送（町の音声告知放送を利用）し、放送を合図に、自宅から顔を出す住民の方々など**地域に下校を見守られている**。
- また、児童が音声告知放送を行うことで、地域の学校や児童に対する関心を高め、**地域力を高める効果**も大きい。
- 教職員の下校指導の時間が減少したことにより、教員が教材研究や授業準備等に集中できる時間が増加。
- 地域や保護者が子どもの見守りについての「**しゃべり場**」での話合いや「**子ども見守りボランティア**」の登録を保護者や地域から募るなど、地域全体での子どもの見守り体制の構築を推進している。



～朝の登校指導を地域の安全パトロール隊に依頼～（静岡県浜松市立小学校）

- 勤務時間外に教職員が指定ポイントに朝の登校指導を行っていたところ、朝の登校指導は、地域の安全パトロール隊に協力してもらうこととし、教職員は校内で児童を迎えることに専念。朝の時間外勤務を削減。

6

結果概要（調査項目4 国への要望事項一①）

予算や制度が制約となり、働き方改革の推進に困難を感じている事項、国への要望等について、該当があれば回答（自由記述）。

そのうち、**要望が多かった事項**については以下のとおり。



① 教職員定数の改善

- 人員を増やすことが何より働き方改革の効果が大きい。
- 一人当たりの持ちコマ数の削減をすべき。
- 少人数学級の実現等ができれば教員一人当たりが担当する子供の数も減り、大きな業務負担軽減となる。
- 小学校英語の教科化に伴う専科教員の増員を。
- 小学校の教科担任制度を推進するための設計を。 等



② 外部人材の配置の拡充等

- スクール・サポート・スタッフや部活動指導員は、教員の負担軽減効果が非常に大きいため、全学校に配置できるよう予算補助の拡充をしてほしい。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを基礎定数化し、各学校に確実に配置されるよう措置してほしい。
- スクールロイヤー配置のための補助をしてほしい。
- へき地では外部人材を活用したくても、担う人材が存在しないという課題がある。 等



③ ICT環境整備のための予算補助

- 校務支援システムやタイムレコーダー等の導入について予算の確保が課題。予算補助してほしい。
- ICT支援員の配置のために、予算補助をしてほしい。
- 多機能・高性能コピー機を導入するための予算補助を。 等



④ 部活動の在り方の見直し

- 部活動の位置付けをしっかりと整理した上で、今後の部活動の在り方の抜本的な検討を求めたい。
- 地域スポーツへの移行に向けた社会基盤づくりをお願いしたい。
- 学校単位だけでなく、地域クラブ活動での大会出場を認めるなど、出場資格の柔軟化を図るべき。 等



⑤ 教育課程の取扱いの見直し

- 標準授業時数の在り方の見直しをお願いしたい。
- 新たな教育内容（小学校英語、プログラミング）等に対する人員の配置を。 等



⑥ 教員免許更新制度の見直し

- 退職教員の活用を進めたいところ、教員免許更新制度が障壁（免許が失効）となり、人材確保に大変苦労している。
- 更新講習を受けるための金銭的・時間的負担に対する効果の大きさに疑問がある。
- 教育委員会主催の研修の場が多々ある中、免許更新講習を受ける意味合いがどこまであるか。 等



⑦ 学校向けの調査の削減

- 調査統計の削減、整理統合をお願いしたい。
- 必要な調査は、短時間で簡単に回答できるものにしてほしい。 等

6

結果概要（調査項目4 国への要望事項一②）

各要望事項に対する文科省の今後の取組方針については次のとおり。

① 教職員定数の改善

- 来年度からの新学習指導要領の円滑な実施と、学校における働き方改革の実現のためには、**教職員定数の改善や外部人材の充実といった条件整備が必要**です。
- **令和2年度予算案**においては、義務教育費国庫負担金については、
 - ① 来年度からの**新学習指導要領の実施に伴う小学校3学年から6学年の授業時数の増に対応**し、質の高い英語教育を行う小学校専科指導教員を確保するための加配定数について、平成30年度及び令和元年度に措置した2,000人に加え、1,000人の新規増
 - ② **小学校教師の持ち授業時数を軽減**し、より専門性の高い専科指導に積極的に取り組む学校への支援として、201人の加配定数の新規増に加え、既存の加配定数からの2,000人の振替増
 - ③ **中学校における生徒指導や支援体制の強化**などのための加配定数210人の新規増の改善が図られ、その結果、**3,726人の改善増**となりました。
そのうち、振替2,000人を除いた**1,726人の改善は、令和元年度予算の1,456人を270人上回る**ものです。
- さらに、現在、**学校における働き方改革の観点も踏まえつつ**、本年4月から、中央教育審議会において、**小学校高学年における本格的な教科担任制の導入など、新しい時代を見据えた学校教育の実現に向けて、教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討**が行われており、これらの検討については、来年度には答申をいただいた上で、必要な制度改革が実施できるよう、文部科学省として検討を進めることとしています。

6

結果概要（調査項目4 国への要望事項一③）

各要望事項に対する文科省の今後の取組方針については次のとおり。

②外部人材の配置の拡充等について

- 教師でなければできない業務以外の多くの仕事を教師が担っている現状を抜本的に変えるとともに、教師の業務について負担軽減を図ることが必要であるため、現在、学校におかれる専門スタッフ等の配置支援を行っています。
- 令和2年度予算案においては、
 - ① **スクールカウンセラー**は、**全公立小中学校**（27,500校）への配置等
 - ② **スクールソーシャルワーカー**は、**全中学校区**（10,000中学校区）への配置等
 - ③ **部活動指導員**は、**全中学校1人以上の10,200人**（前年度1,200人増）
 - ④ **スクール・サポート・スタッフ**は、**4,600人**（前年度1,000人増）
 などの専門スタッフ・外部人材の配置拡充に係る経費等を盛り込んだところです。
- **国と地方の役割分担も踏まえながら、外部人材の充実に向けて、取り組んでまいります。**

主な専門スタッフ、外部の専門家の国庫補助の例等

| 職名 | 配置状況等 | 財政措置（国） |
|---|--|--------------|
| スクールカウンセラー | 8,995人（H30） （※補助金対象者） | 予算補助（1／3等） |
| スクールソーシャルワーカー | 2,503人（H30） （※補助金対象者） | 予算補助（1／3等） |
| 医療的ケアのための看護師 | 2,582人（R1.8.1時点） （※補助金対象者） | 予算補助（1／3） |
| 言語聴覚士（ST）、 作業療法士（OT）、 理学療法士（PT）、 等の外部専門家 | 727人（R1.8.1時点） （※補助金対象者） | 予算補助（1／3） |
| 特別支援教育支援員 | 63,359人（R1.5.1時点） | 地方交付税措置 |
| I C T 支援員 | 2,773人（H30.3月時点） | 地方交付税措置 |
| 学校司書 | 22,262人（H28.4.1時点） | 地方交付税措置 |
| 外部指導者（部活動） | 41,075人（H29.6-8時点） ※運動部活動の外部指導者数 （中体連・高体連調査） | なし |
| 外国語指導助手（A L T） | 5,234人 ※JETのみ（R1.7.1時点） | 地方交付税措置（JET） |
| 補充学習や発展的な学習など、 主として学力向上を目的とした 学校教育活動のサポート | 7,700人（R1） （※予算積算上人数） | 予算補助（1／3） |
| スクール・サポート・スタッフ | 3,600人（R1） （※予算積算上人数） | 予算補助（1／3） |
| 中学校における部活動指導員 | 9,000人（R1） （※予算積算上人数） | 予算補助（1／3） |

6

結果概要（調査項目4 国への要望事項一④）

各要望事項に対する文科省の今後の取組方針については次のとおり。

③ICT環境整備のための予算補助について

- 学校の環境整備を充実していくため、令和2年度からの新学習指導要領に対応した教材整備指針において、授業準備の負担軽減にも資する複合コピー機等を新たに明記しました。
- **教師はもとより児童生徒もICTを十分活用することのできるハードウェア・ネットワーク等の環境整備の着実な達成**に向け、**令和元年度補正予算**において、**1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備に係る経費（2,318億円）**を盛り込んだところです。

④部活動の在り方の見直しについて

- 部活動ガイドラインの基準に沿った適切な部活動が実現されるよう、競技団体と連携し、指導の手引きの作成・活用を図るとともに、教師に代わって指導や大会への生徒の引率を行う部活動指導員の配置を促進しています。
- 部活動の大会の見直しについては、**主催者である学校体育団体に対し、主体的な検討を依頼しています。**引き続き、関係団体と連携しながら、大会の見直しを推進してまいります。
- 部活動の地域移行については、少子化に伴い、単一の学校では多様な部活動を維持することが困難となるため、従来の学校単位での活動から地域単位での活動も視野に入れたスポーツ環境の整備が必要であるため、**先進的な取組の事例展開を積極的に発信していき、部活動の地域移行を段階的に進めていきます。**
- 部活動改革を総合的に進めるため、**省内に大臣政務官を座長とする「部活動の在り方」検討チームを本年10月に設置したところであり、今後の部活動の在り方について検討**してまいります。

6

結果概要（調査項目4 国への要望事項一⑤）

各要望事項に対する文科省の今後の取組方針については次のとおり。

⑤教育課程の取扱いの見直しについて

- 指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を実施することは教師の負担増加に直結することから、**教育課程の編成・実施に当たっても学校における働き方改革に十分に配慮することを依頼する通知**※を各教育委員会等に発出しました。
※「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（平成31年3月29日初等中等教育局長通知）
- 教育課程については、総合的な学習の時間の学習活動を充実するため、各学校の判断により、休業日等に学校の外部において、**総合的な学習の時間の年間授業時数の4分の1程度（約70時間のうち18時間）まで、教師の立ち合いや引率を伴わずに実施できるように、その配慮事項を通知**※しました。
※「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」（平成31年3月29日初等中等教育局長通知）
- また、令和2年度予算案においては、その際の外部講師等の人材を配置するための人件費を「補習等のための指導員等派遣事業」において措置しました。
- 現在、さらに中央教育審議会において、**年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方が審議**されております。
- これらについては、早急に検討し、来年度には答申をいただいた上で、必要な制度改正が実施できるよう、文部科学省として検討を進めてまいります。

6

結果概要（調査項目4 国への要望事項一⑥）

各要望事項に対する文科省の今後の取組方針については次のとおり。

⑥教員免許更新制度の見直しについて

- 免許状更新講習と他の研修を同時期に受講しなければならない場合など、教育活動や校務との調整で教員に負担感が生じることがあるため、免許状更新講習と都道府県等が実施する研修を兼ねて実施し、重複を避けるなど、体系的・効率的に更新講習を受講できる取組が進めることが必要です。
- このため、**中央教育審議会において、これからの時代に応じた教師の在り方を審議いただくに当たり、教員免許更新制の実質化も含む教員免許制度の在り方についてもご検討いただいている**ところです。
- 中央教育審議会から来年度に答申をいただいた上で、教員免許更新制の円滑かつ効果的な実施方策について、必要な措置を講じてまいります。
- なお、定年を迎えた教員等が更新講習を修了していない場合でも、一定の要件を都道府県教育委員会が確認した場合には、臨時免許状を授与して教育職員として採用することが可能となっています。

⑦学校向けの調査の削減について

- これまで調査の廃止や頻度・時期・項目等の見直しを行ってきており、平成19年度以降、
 - ・ 定期的な調査は、34件→26件へ、
 - ・ このうち毎年実施する悉皆調査は、23件→11件に削減しているところです。
- **現在、文部科学省の調査だけでなく他省庁から発出される調査も含め、学校向けの調査は都度、必要性の再検討やサンプル抽出調査への切替、回答が容易なフォーマット作成への変更など、学校の負担軽減に向けた取組を進めており、今後さらに、これらの取組を加速していきます。**

7

国としての今後の取組

今年度の調査から新たに、各教育委員会における取組状況について、都道府県・市区町村別に公表するとともに、教育委員会や学校における好事例を幅広く公表しました。今後もこれらの情報を継続的に発信し、進捗状況等をフォローアップするとともに、学校における働き方改革フォーラムの開催(令和2年1月31日)等を通じて、好事例の横展開を図り、教育委員会や各学校における「働き方改革」の自走サイクルの構築を図っていきます。

さらに、文部科学省としては、本調査において教育委員会から寄せられた働き方改革を推進するにあたっての国に対する主な要望事項(教職員定数の改善、外部人材の配置の拡充等、ICT環境整備のための予算補助、部活動の在り方の見直し、教育課程の取扱いの見直し、教員免許更新制度の見直し、学校向けの調査の削減等)に対して、予算、制度、学校・教育委員会における取組など、総合的に取組を進めてまいります。

なお、今回の調査において、在校等時間等について「ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している」と回答した教育委員会は、都道府県66.0%、政令市75.0%、市区町村47.4%と依然として低い状況に対しては、来年度から全国すべての都道府県・市区町村において客観的な方法による勤務実態の把握が行われるよう、進捗状況等をフォローアップするとともに、事例等の情報発信や統合型校務支援システムの構築、来年度の教職員の加配の配分やスクール・サポート・スタッフ等の外部人材の補助金交付の際に客観的な勤務実態の把握を前提条件にすること等を通じて、各教育委員会における取組を促してまいります。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要

趣 旨

公立の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について一年単位の変形労働時間制を条例により実施できるようにするとともに、文部科学大臣が教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を策定及び公表することとする。

概 要

- 我が国の教師の業務は長時間化しており、近年の実態は極めて深刻。
- 持続可能な学校教育の中で教育成果を維持し、向上させるためには、教師のこれまでの働き方を見直し、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが急務。
- このため、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、以下の措置を講ずるよう、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)の一部を改正する。

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(休日のまとめ取り等)【第5条関係】

- 夏休み等児童生徒の長期休業期間の教師の業務の時間は、学期中よりも短くなる傾向。
- 学期中の業務の縮減に加え、かつて行われていた夏休み中の休日のまとめ取りのように集中して休日確保すること等が可能となるよう、公立学校の教師については、地方公共団体の判断により、一年単位の変形労働時間制の適用を可能とする(※)。

※改正の内容

- ・ 一年単位の変形労働時間制を規定した労働基準法第32条の4(地方公務員は地方公務員法第58条により適用除外)について、公立学校の教師に対して適用できるよう、地方公務員法第58条の読み替え規定を整備する。
- ・ その際、労働基準法において労使協定により定めることとされている事項(対象となる労働者の範囲、対象期間、労働日ごとの労働時間 等)については、勤務条件条例主義を踏まえ、条例により定めることと読み替える。

2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定【第7条関係】

- 公立学校の教師が所定の勤務時間外に行う業務の多くが、超過勤務命令によらないものであること等を踏まえ、文部科学大臣は、公立学校の教師の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとする。

施行 期 日

1. 一年単位の変形労働時間制の適用(第5条関係)については令和3年4月1日
2. 業務量の適切な管理等に関する指針の策定(第7条関係)については令和2年4月1日